

## 日の出町子ども・子育て支援事業計画



日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

平成 27 年 3 月

日の出町



## はじめに

急速に進む少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。

このような状況の下、日の出町では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成 17 年に「日の出町次世代育成支援行動計画」、平成 22 年に「日の出町次世代育成支援後期行動計画」を策定してまいりました。平成 17 年に制定しました「日の出町こども・青少年育成基本条例」においては、次世代を担うこどもと青少年たちが安全に、健やかに成長することを願い、こどもと青少年たちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、こどもと青少年にやさしい町を実現するために、次世代育成クーポンの交付、医療費の助成などの施策を行っております。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の日の出町にとってもかけがえのない大切なものです。

今後においても、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域などのあらゆる分野で、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、社会全体で支援を行っていくことが必要とされています。

こうした現況を踏まえ、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

最後に、子育て支援に関するニーズ調査・パブリックコメントにご協力いただきました町民の皆さま、本計画の策定にご尽力いただきました日の出町子ども・子育て会議の委員の皆さまに対しまして心より感謝とお礼を申し上げます。日の出町の貴重な宝である子どもたちのすべてが健やかに成長し続けるためにも、引き続き、皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

日の出町長 橋本 聖二



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く環境</b> .....	<b>4</b>
1 人口・世帯・人口動態等 .....	4
2 教育・保育施設の状況 .....	9
3 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	10
4 ニーズ調査の結果概要 .....	12
5 子ども・子育て支援の課題 .....	23
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	<b>25</b>
1 日の出町こども・青少年育成基本条例 .....	25
2 基本的な視点 .....	25
<b>第4章 教育・保育提供区域の設定</b> .....	<b>26</b>
1 教育・保育提供区域の考え方 .....	26
2 教育・保育提供区域の設定 .....	26
<b>第5章 教育・保育施設の充実</b> .....	<b>28</b>
1 量の見込み .....	28
2 提供体制の確保と実施時期 .....	29
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） .....	31
4 教育・保育施設の質の向上 .....	31
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 .....	31
<b>第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実</b> .....	<b>32</b>
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 .....	32
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上 .....	38
<b>第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進</b> .....	<b>39</b>
1 児童虐待防止対策の充実 .....	39
2 ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	40
3 障害児施策の充実 .....	40
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 .....	41
5 日の出町独自の福祉施策（次世代育成クーポンなど） .....	41
6 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について .....	42

<b>第8章</b>	<b>次世代育成支援行動計画について</b>	<b>43</b>
1	次世代育成支援行動計画の目的	43
2	次世代育成支援行動計画の基本理念	43
3	対象	43
4	次世代育成支援行動計画の基本目標	43
5	各施策の取り組みについて	44
6	一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設	59
<b>第9章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>60</b>
1	関係機関等との連携	60
2	役割	61
3	計画の達成状況の点検・評価	62

## 資料編

計画策定の経緯

日の出町子ども・子育て会議委員

用語解説

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

日の出町においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



## 2 計画の位置づけ

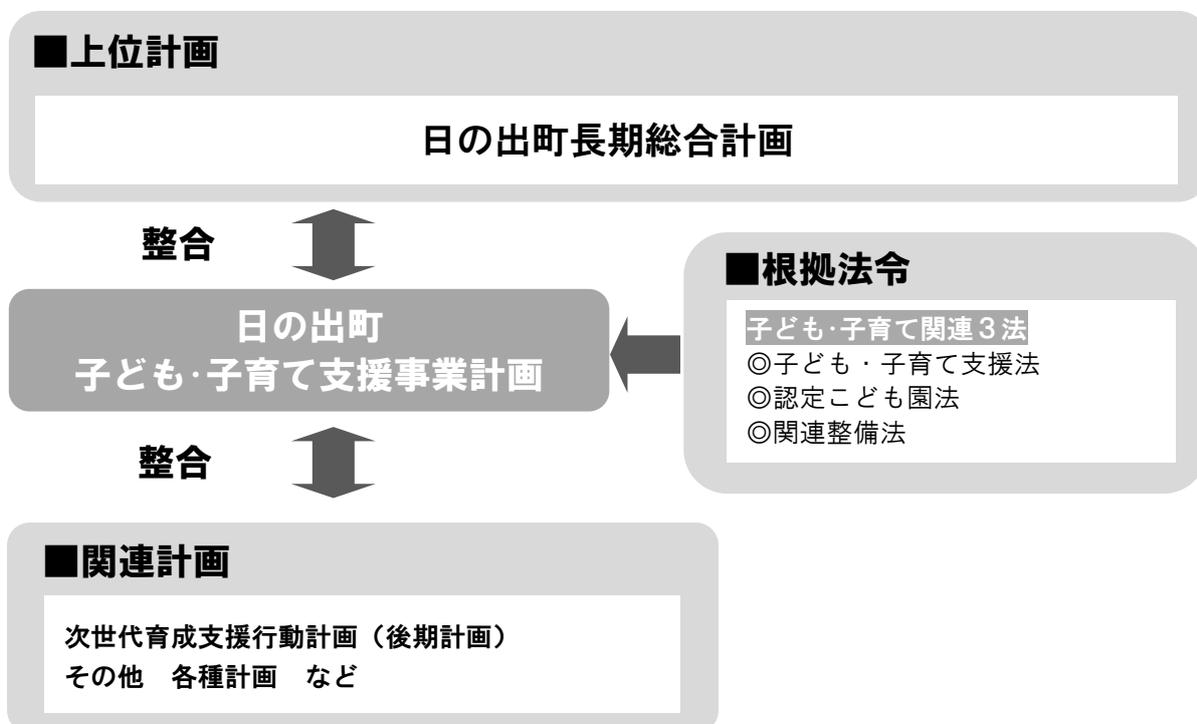
この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、日の出町の子どもと子育て家庭を対象として、日の出町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの、子どもと子育て家庭にかかわる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

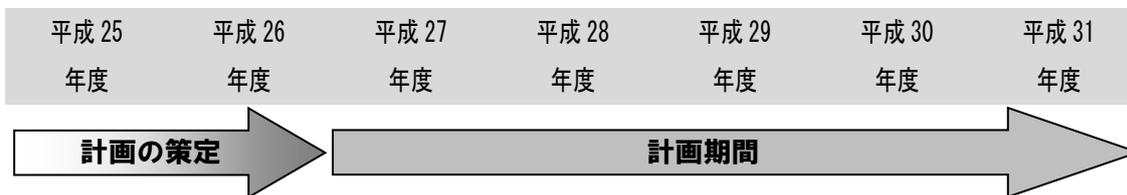
### ■子どもの対象範囲について

0 歳	0 歳	1 歳	1～5 歳	6 歳	6～11 歳	12 歳	12～17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 ※一部養育支援 事業	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								



### 3 計画期間

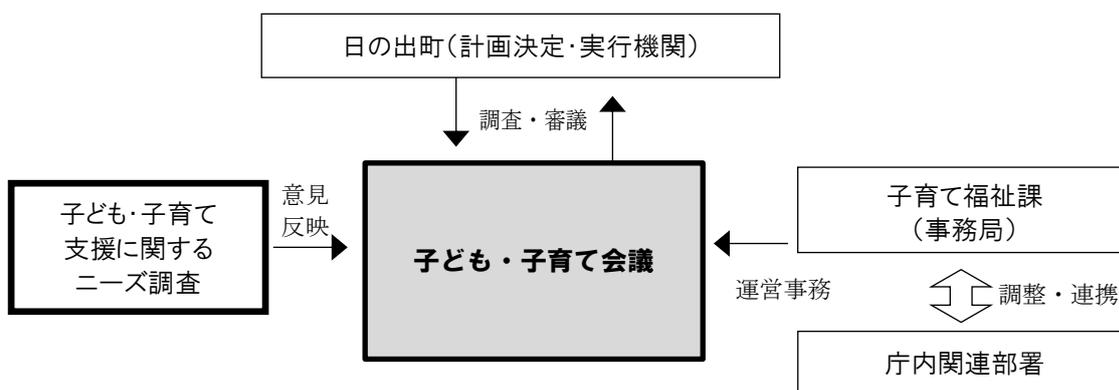
法の施行の日から5年を1期として作成します。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



### 4 計画の策定体制

#### ①子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「日の出町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容等に関する事項についての協議を行いました。



#### ②子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされています。この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために、『就学前児童の保護者用』『就学児童（小学生）の保護者用』の2種類の調査を実施しました。

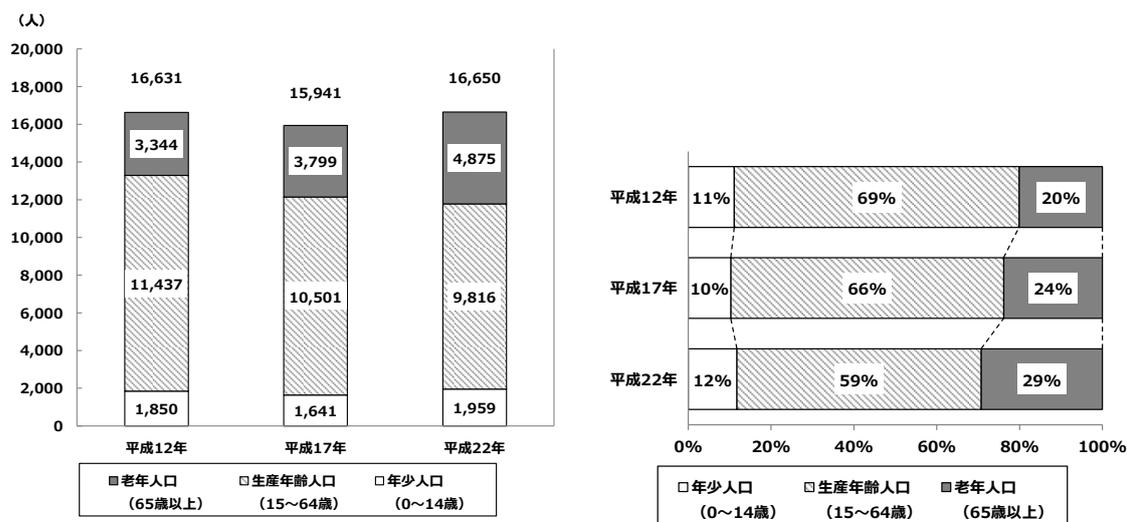
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	536票	251票	46.8%
	就学児童（小学生）	438票	205票	46.8%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出 対象者のおよそ半数（974人）を抽出（同世帯での重複抽出は避ける） 対象者1,938人（0才から小学6年生までの子どもの人数） うち、抽出した子ども数974人			
調査期間	平成25年9月27日～平成25年10月11日（ポスト投函期限）			
調査方法	郵送による配付及び郵送による回収			
その他	回収数：白票、締切後一定期間経過後の到着分などを含む			

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移（国勢調査からみた状況）

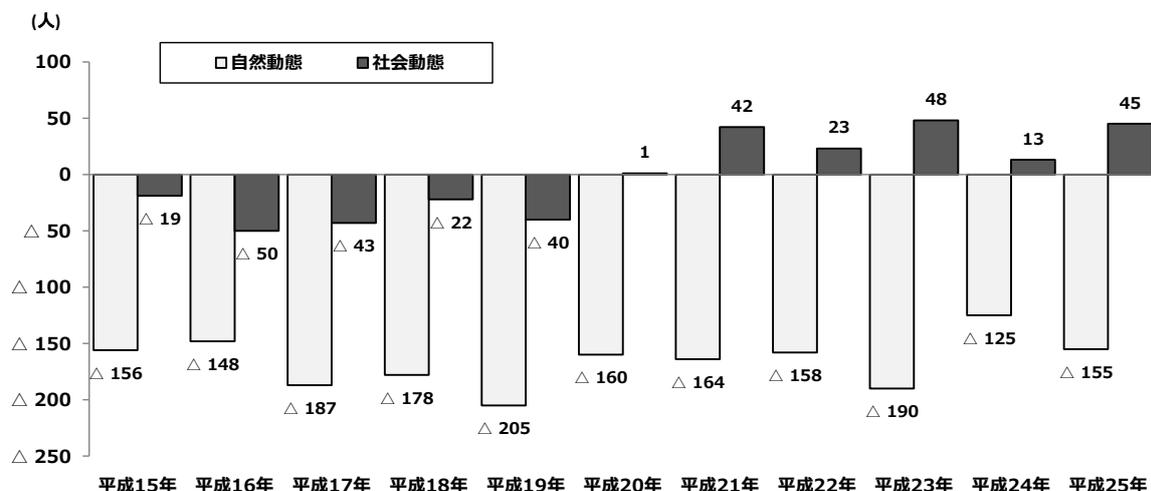
○日の出町では、平成17年ごろをピークに微増傾向に転じています。少子高齢化は進行しているものの、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約110人増加し、全体に占める割合は12%に微増しています。



#### (2) 自然動態・社会動態（人口の動き／東京都総務局）

○日の出町の社会動態（転入－転出）をみると、平成15年から平成19年まではマイナスで推移し、平成20年以降プラスとなり、若干の人口増加の主な要因となっていました。自然動態（出生－死亡）をみると、減少傾向で横ばいとなっています。

#### ■自然動態・社会動態の推移



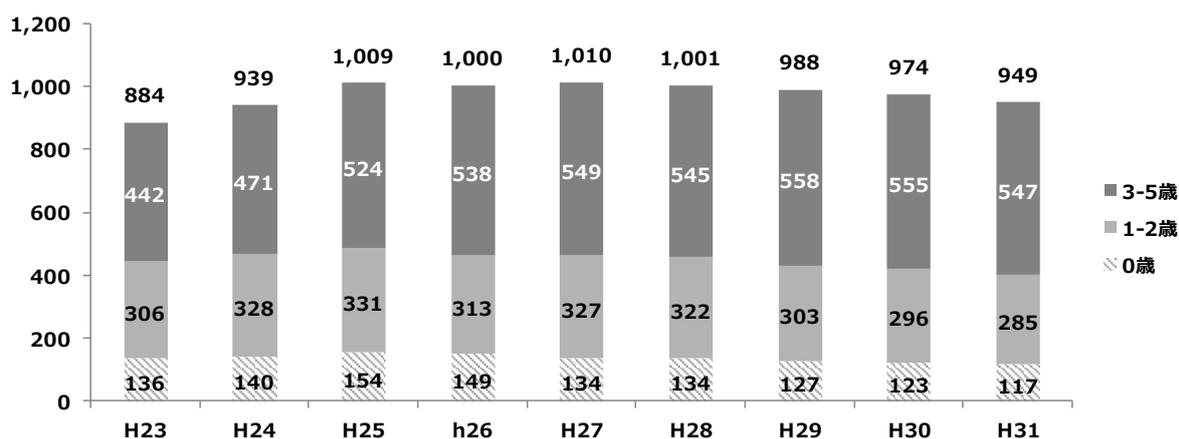
### (3) 将来の人口推計

○過去3年間、日の出町実績人口推移より、コーホート変化率法を用いて、今後5年間の子どもの将来人口を推計しました。0歳から11歳の人口については、土地区画整理事業による転入者増の影響により増加傾向にありますが、未就学児（0歳から5歳）については、計画前半の平成27年度頃をピークとして、その後は少子化の影響により減少していくものと見込まれています。

(単位：人)

	実績				推計					伸び率 (H26-H31)
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	136	140	154	149	134	134	127	123	117	-21.5%
1歳	153	158	154	151	162	145	145	138	134	-11.3%
2歳	153	170	177	162	165	177	158	158	151	-6.8%
3歳	140	165	184	172	170	172	185	165	165	-4.1%
4歳	147	155	177	189	184	183	185	199	177	-6.3%
5歳	155	151	163	177	195	190	188	191	205	15.8%
6歳	131	165	163	162	185	204	199	197	201	24.1%
7歳	133	138	172	167	169	193	213	208	206	23.4%
8歳	127	135	138	170	167	169	193	213	208	22.4%
9歳	122	131	136	143	175	172	174	199	220	53.8%
10歳	128	128	132	138	146	178	175	177	203	47.1%
11歳	113	133	127	133	140	148	180	177	179	34.6%

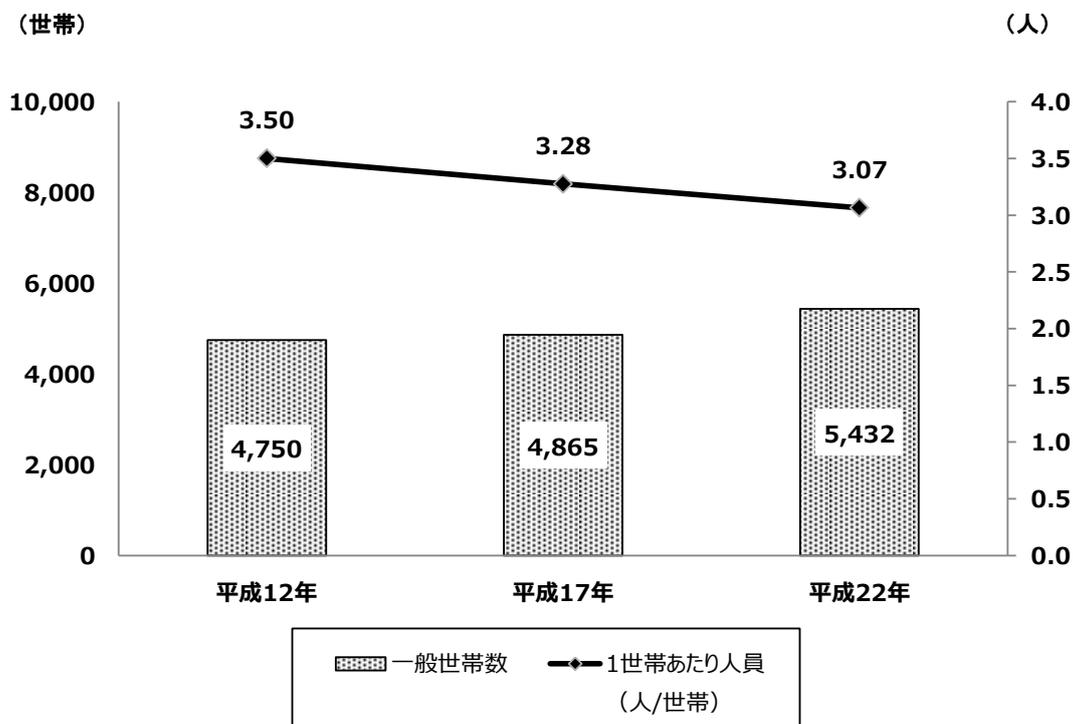
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H26-H31)
0歳	136	140	154	149	134	134	127	123	117	-21.5%
1-2歳	306	328	331	313	327	322	303	296	285	-8.9%
3-5歳	442	471	524	538	549	545	558	555	547	1.7%
小計	884	939	1,009	1,000	1,010	1,001	988	974	949	-5.1%
6-8歳	391	438	473	499	521	566	605	618	615	23.2%
9-11歳	363	392	395	414	461	498	529	553	602	45.4%
合計	1,638	1,769	1,877	1,913	1,992	2,065	2,122	2,145	2,166	13.2%



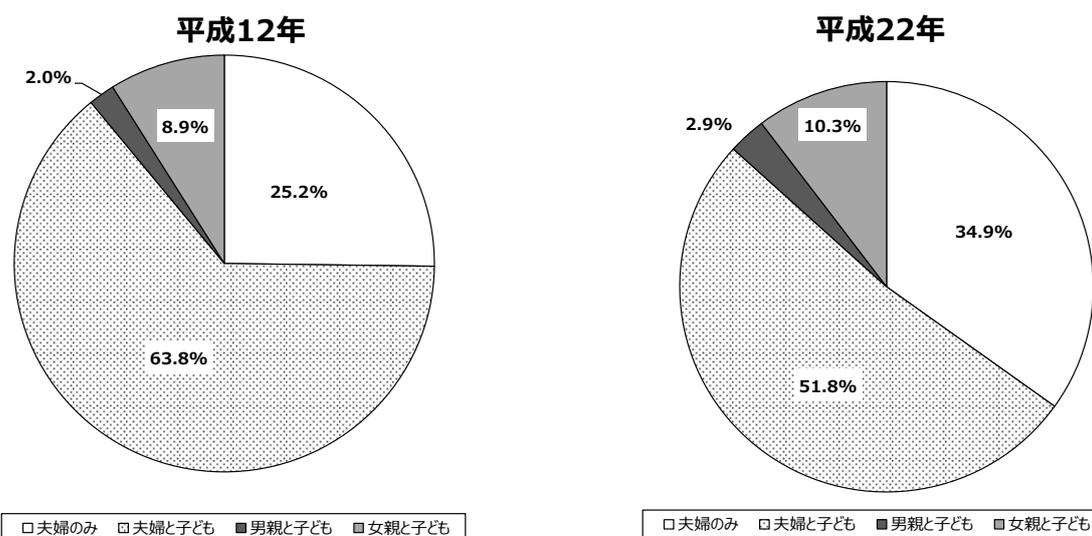
(4) 世帯の状況（国勢調査からみた状況）

○日の出町の世帯数は増え続け、平成12年から10年間で682世帯増加しています。ただ、1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「男親と子ども」、「女親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査より）

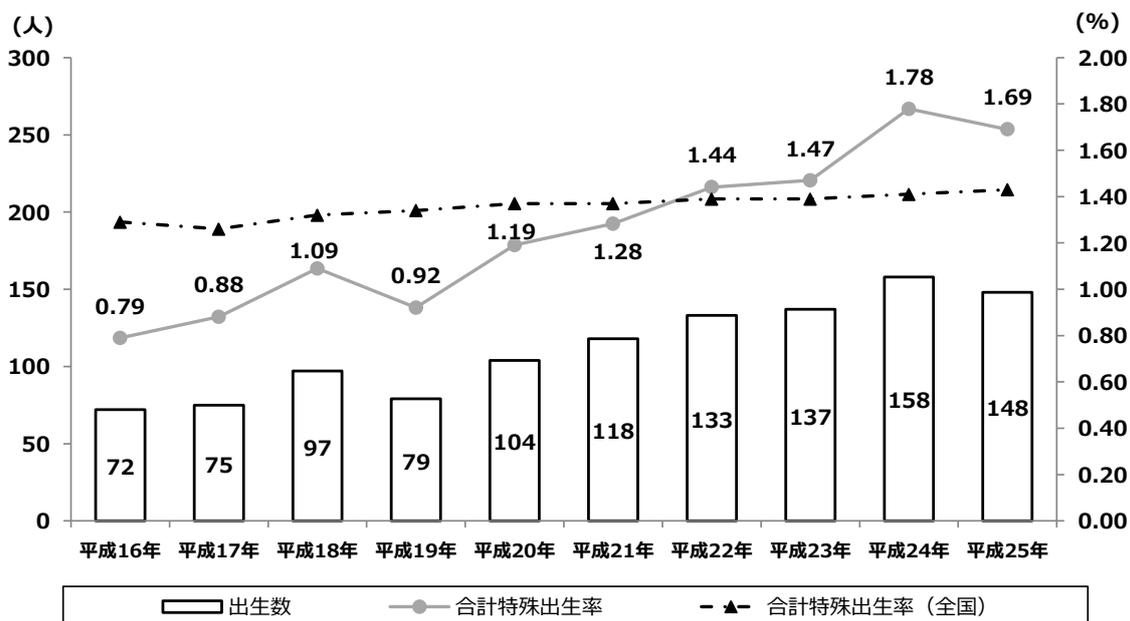


■核家族世帯の構成比（国勢調査より）



(5) 出生の状況（人口動態統計からみた状況／東京都福祉保健局）

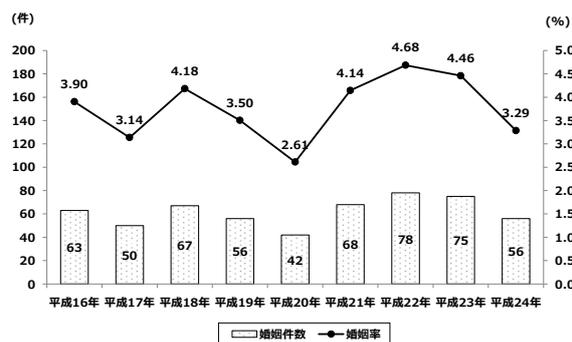
○日の出町の出生数は、平成16年から約10年間で、約80人増加しています。合計特殊出生率は、全国平均の合計特殊出生率を下回っていましたが、平成22年から上回り平成25年には1.69と増加傾向にあります。



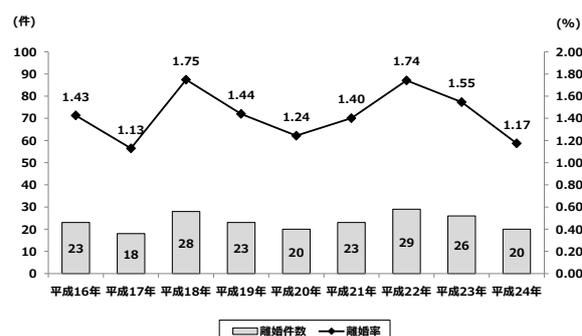
(6) 婚姻・離婚の状況（人口動態統計からみた状況／東京都福祉保健局※）

○日の出町の婚姻件数、婚姻率は、年度による増減がある形で推移しています。離婚件数、離婚率は、おおむね横ばいで推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



■離婚件数及び離婚率の推移



※人口動態統計及び人口から算出

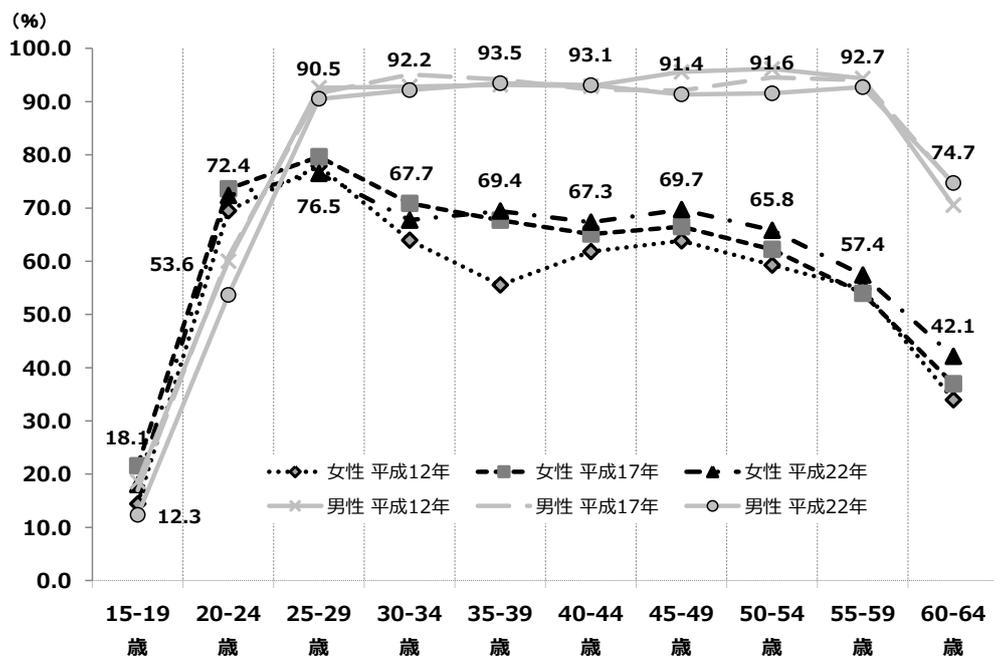
婚姻率＝年間婚姻届出件数÷10月1日現在の人口×1000

離婚率＝年間離婚届出件数÷10月1日現在の人口×1000

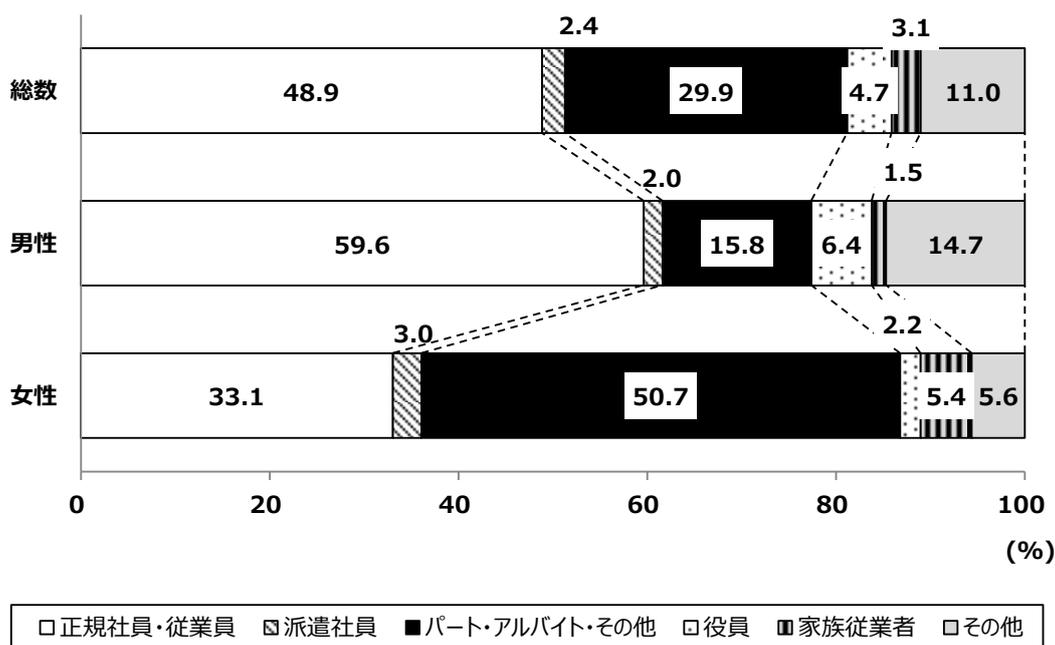
(7) 就労の状況（国勢調査からみた状況）

○日の出町の年齢別労働力率をみると、女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」はゆるくなっています。地位別従業者数の割合をみると男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」、次に「正規社員・従業員」の順番で割合が高くなっています。

■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移



■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)

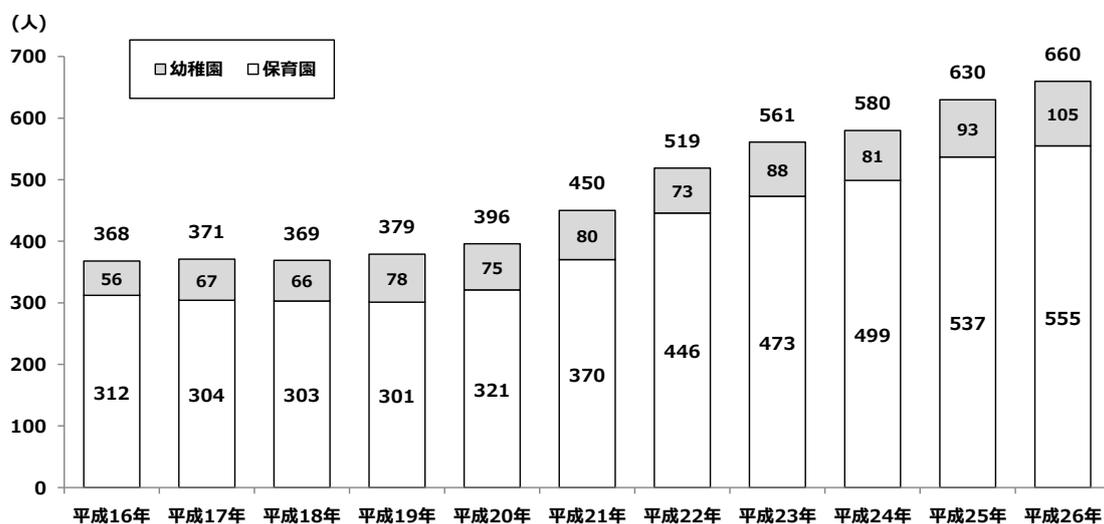


## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

○日の出町内の保育園、幼稚園利用児童数ともに、平成 21 年度以降、増加傾向となっています。

■ 保育園、幼稚園の利用児童数の推移

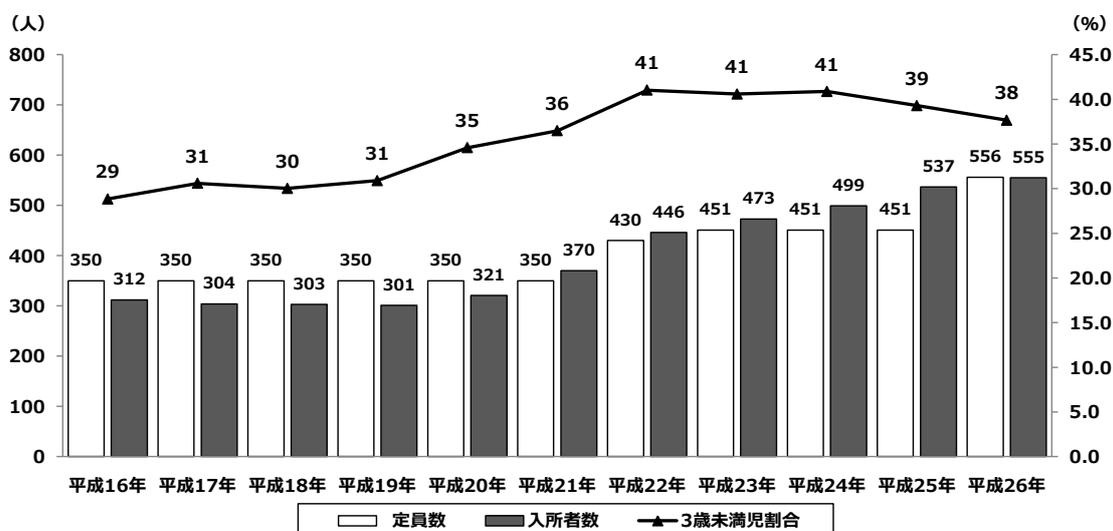


### (2) 幼稚園・保育園の利用状況

○日の出町内の幼稚園利用者数は、おおむね横ばいで推移し、平成 16 年以降、定員数は、240 人です。

○日の出町内の保育園入所者数は、平成 20 年度以降、増加傾向となっています。また、3 歳未満児の利用割合 4 割と高くなってきています。定員数は、平成 26 年 6 月現在、5 園 556 人となっています。

■ 保育園の定員数、入所者数、3 歳未満児割合の推移



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

---

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画の法定事業になる地域子ども・子育て支援事業へ移行してくる事業について、実施状況をまとめます。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

##### 【延長保育の実施状況】

（平成 25 年度実績）

実施施設：4 園 利用人数：817 人

##### 【休日保育の実施状況】

現在は、実施しておりません。

#### (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

（平成 25 年度実績） 【実施か所】 5 か所

【延べ出席児童数】 32,628 人（年間）

#### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

##### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間一時的に預かるサービスです。（宿泊含む）

（平成 25 年度実績）※平成 24 年 7 月から開始

委託施設：1 か所（社会福祉法人東京恵明学園／青梅市）

※生後 57 日目から小学校就学前

利用人数：67 人

##### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（平成 25 年度実績）

現在は、実施しておりません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を民生・児童委員と相談員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

（平成25年度実績）

訪問家庭数：145件

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

（平成25年度実績）

要保護児童対策地域協議会開催

代表者会議1回 実務者会議4回 個別ケース検討会議12回

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場、地域子育て支援センター）

児童館等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て広場事業）

（平成25年度実績）

子育て講座（児童館）4回 延べ98人（保護者）

サークル活動（児童館）32回 延べ843人（乳幼児と保護者）

◆類似事業

（平成25年度実績）

地域組織化事業

すくすく親子体操（子ども家庭支援センター）11回 延べ156人

よちよちママさん体操（子ども家庭支援センター）9回 延べ178人

子育てサロン（子ども家庭支援センター）9回 延べ160人

※いきいき健康課との共同事業

子育て相談（児童館）11回

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所に預けることができるサービスです。

（平成25年度実績）

利用人数：延べ817人（町内保育園4園）

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

（平成 25 年度実績）

現在は、実施しておりません。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

（平成 25 年度実績）

現在は、実施しておりません。

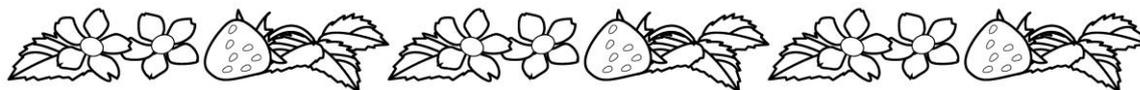
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担します。

（平成 25 年度実績）

受診票受理件数：1,598 件／年

（個別健康診査実施状況／都内契約医療機関）



## 4 ニーズ調査の結果概要

- 調査対象：日の出町在住の就学前児童及び就学児童（小学生）がいる家庭の保護者  
対象児童 1,938 人（0才から小学6年生までの子どもの人数）のうち、  
抽出した子ども数 974 人（世帯数でカウントした場合：対象世帯 1,133 世帯）
- 調査期間：平成 25 年 9 月 27 日～平成 25 年 10 月 11 日（ポスト投函期限）
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配布・回収：

種別	配布数	回収数※	有効回収数※
①就学前児童保護者	536 票	251 票 (46.8%)	247 件 (46.1%)
②就学児童保護者	438 票	205 票 (46.8%)	200 件 (45.7%)
合計 (①+②)	974 票	456 票 (46.8%)	447 件 (45.9%)

※回収数：白票、締切後一定期間経過後の到着分など

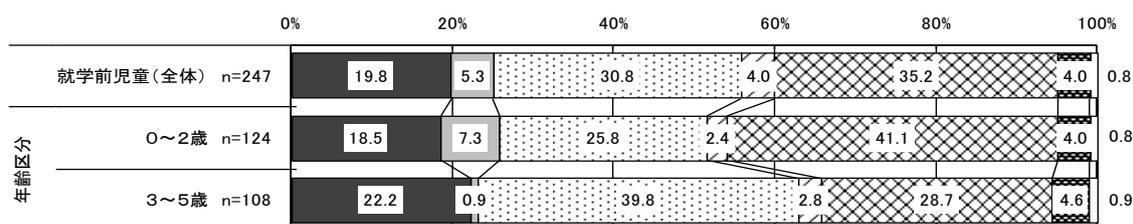
有効回答数：締切後一定期間内に到着し集計の対象としたもの

- その他：詳細は、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」参照

### (1) 保護者の就労状況

母親の就労状況についてみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く 35.2%となっています。次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 30.8%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 19.8%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 5.3%となっています。

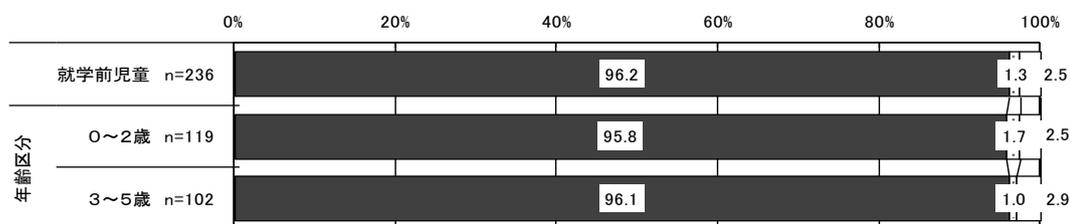
### ○母親の就労状況



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

### ○父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く96.2%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が1.3%となっています。

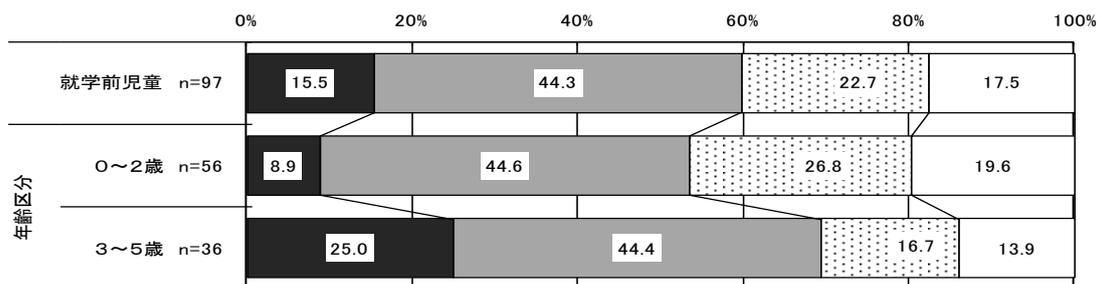


フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
 パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
 パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
 以前は就労していたが、現在は就労していない  
 これまで就労したことがない  
 無回答

※「0.0%」は非表示

### ○現在就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」が最も多く44.3%となっています。次いで「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が22.7%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が15.5%となっています。「一番下の子どもが〔 〕歳」については、「3歳」が最も多く、次いで「7歳」「6歳」「10歳」の順となっています。

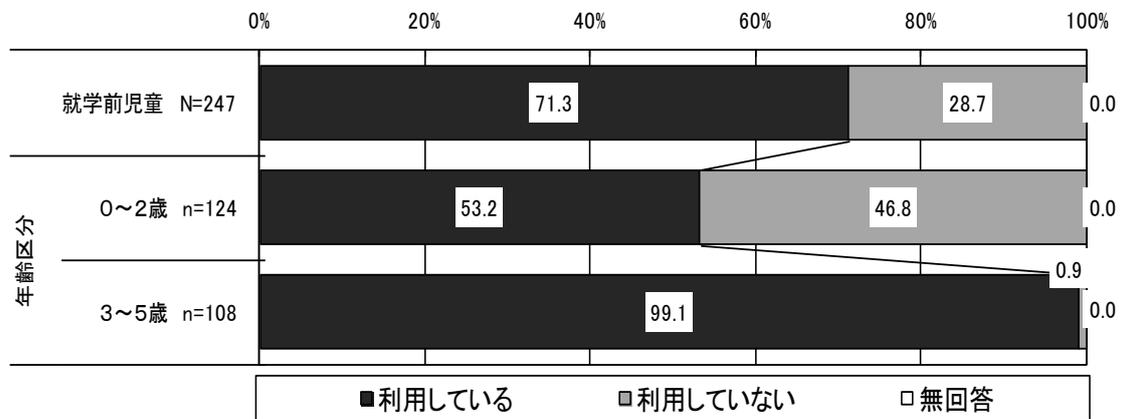


子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)  
 1年より先、一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい  
 すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい  
 無回答

(2) 教育・保育事業の利用について

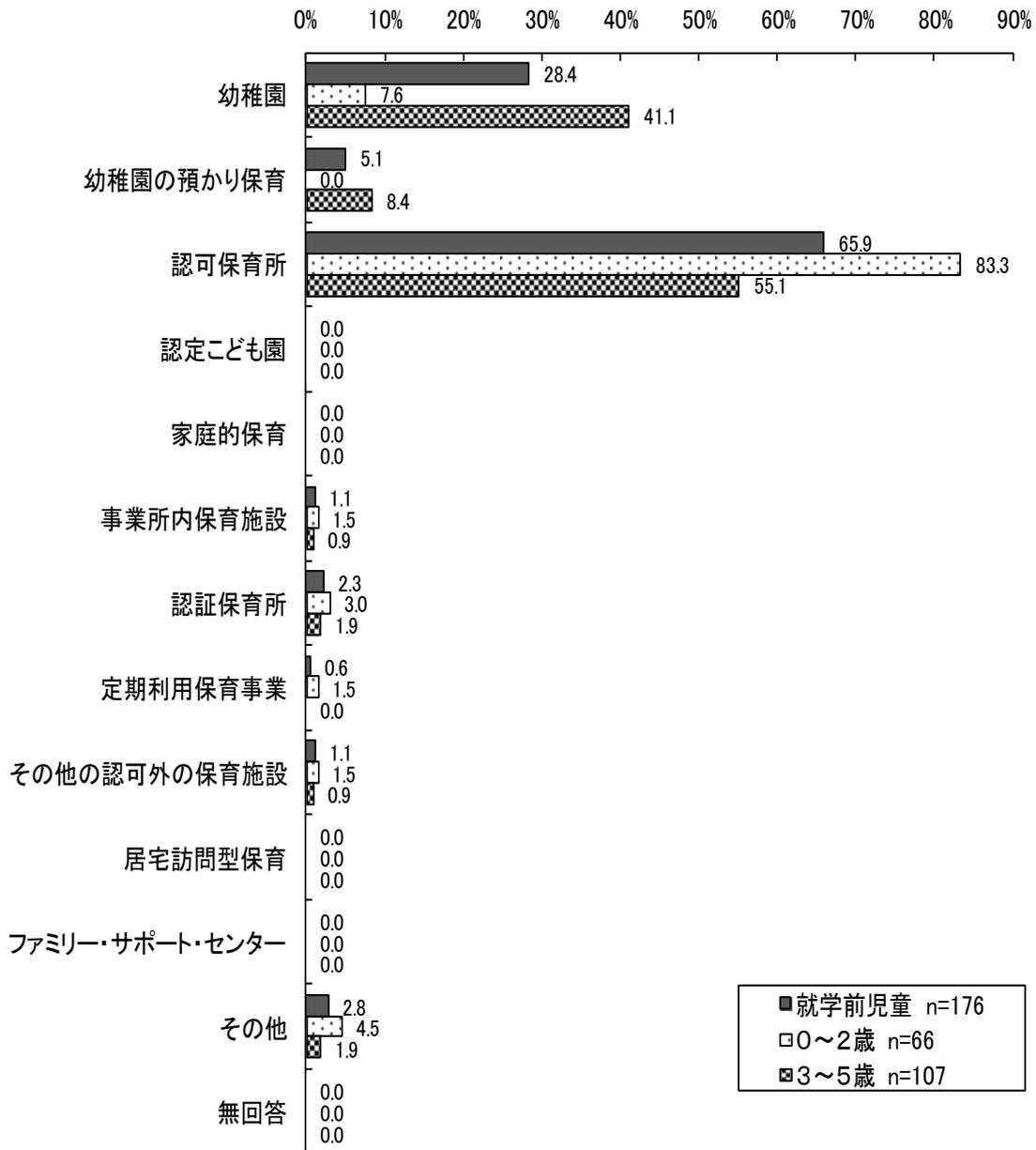
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育の事業についてみると、利用している割合は、0～2歳児が53.2%、3～5歳児が99.1%となっています。



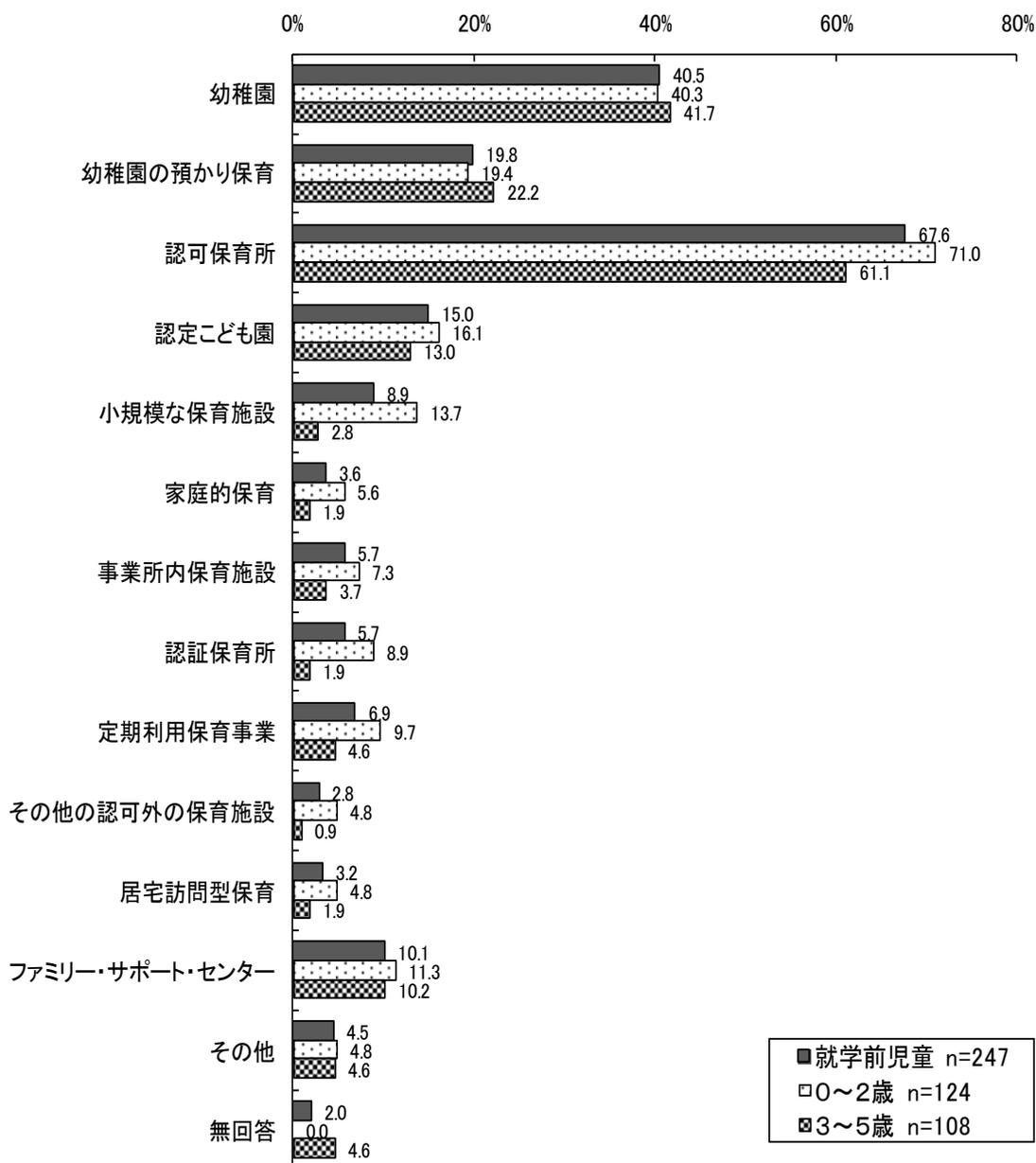
○利用している教育・保育事業

教育・保育の事業の種類をみると、「認可保育所」が最も多く 65.9%（0～2歳 83.3%、3～5歳 55.1%）となっています。次いで「幼稚園」が 28.4%（3～5歳 41.1%）となっています。



○今後、利用したい教育・保育事業

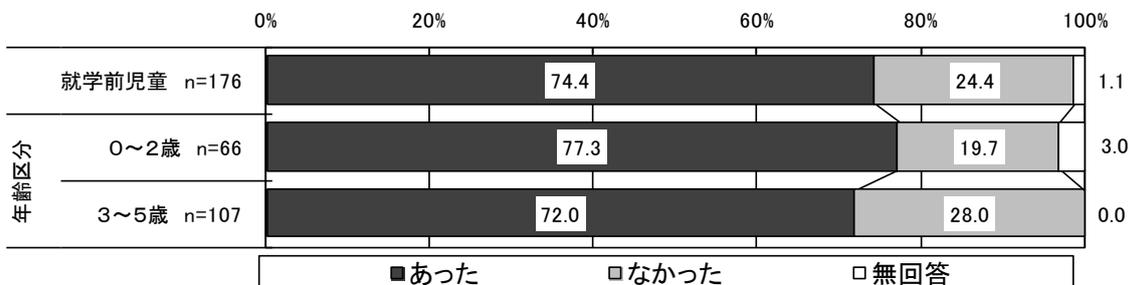
教育・保育の事業についてみると、「認可保育所」が最も多く67.6%（0～2歳71.0%、3～5歳61.1%）となっています。次いで「幼稚園」が40.5%（0～2歳40.3%、3～5歳41.7%）、「幼稚園の預かり保育」が19.8%、「認定こども園」が15.0%となっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

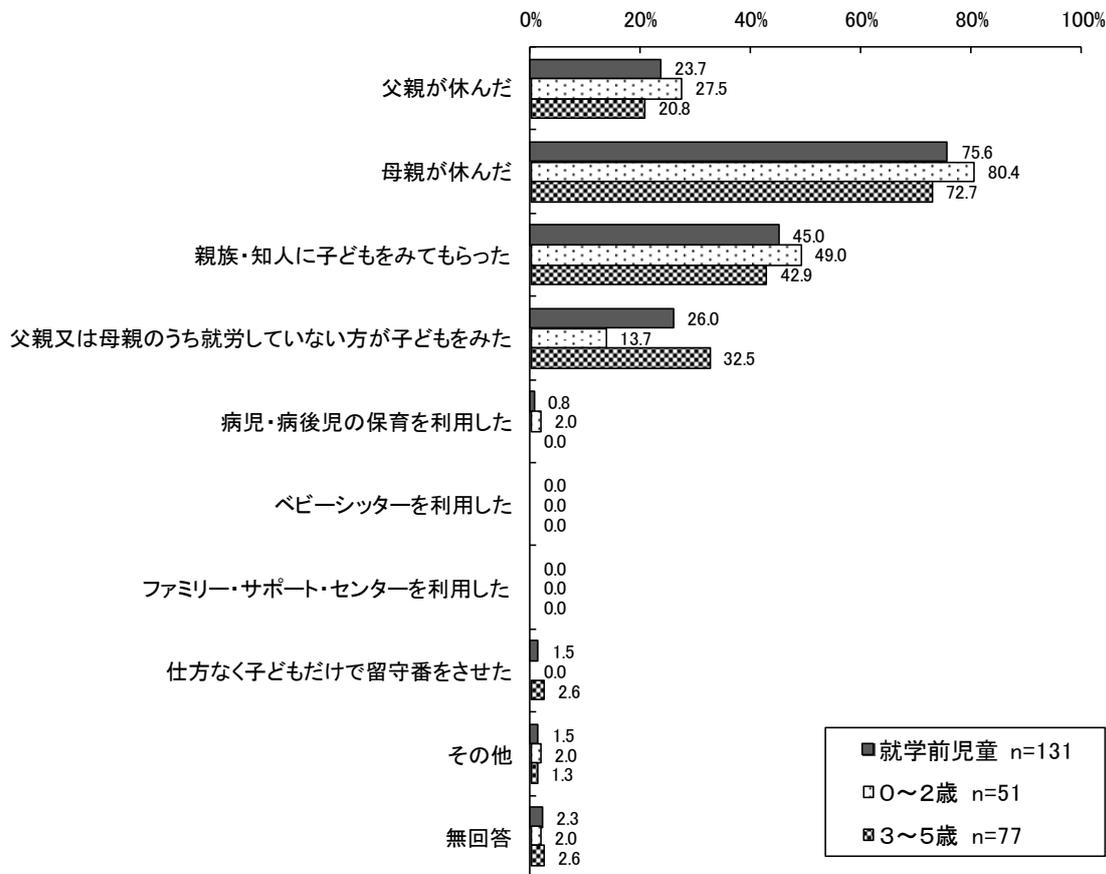
○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったこと

病気等で利用できなかったことについてみると、「あった」が74.4%（0～2歳77.3%、3～5歳72.0%）、「なかった」は24.4%（0～2歳19.7%、3～5歳28.0%）となっています。



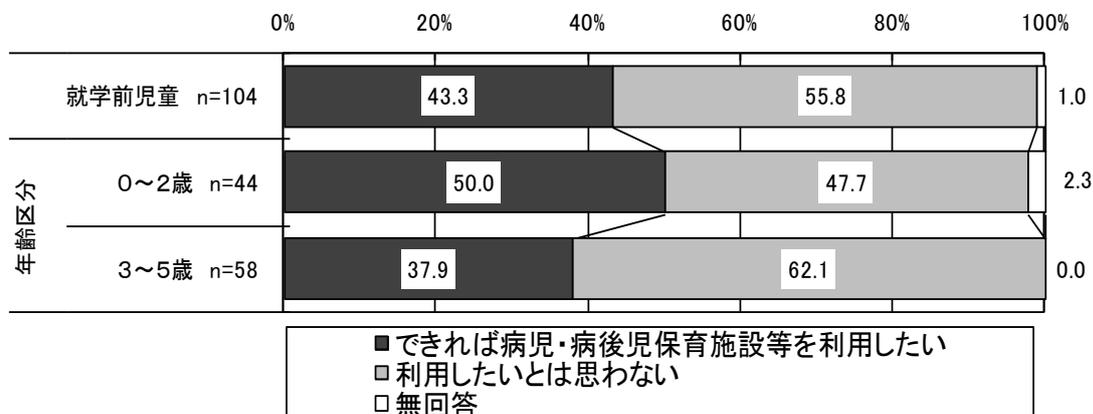
○そのときの対処方法

病気等で利用できなかった時の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が最も多く75.6%となっています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が45.0%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が26.0%、「父親が休んだ」が23.7%となっています。



○病児・病後児保育の利用意向

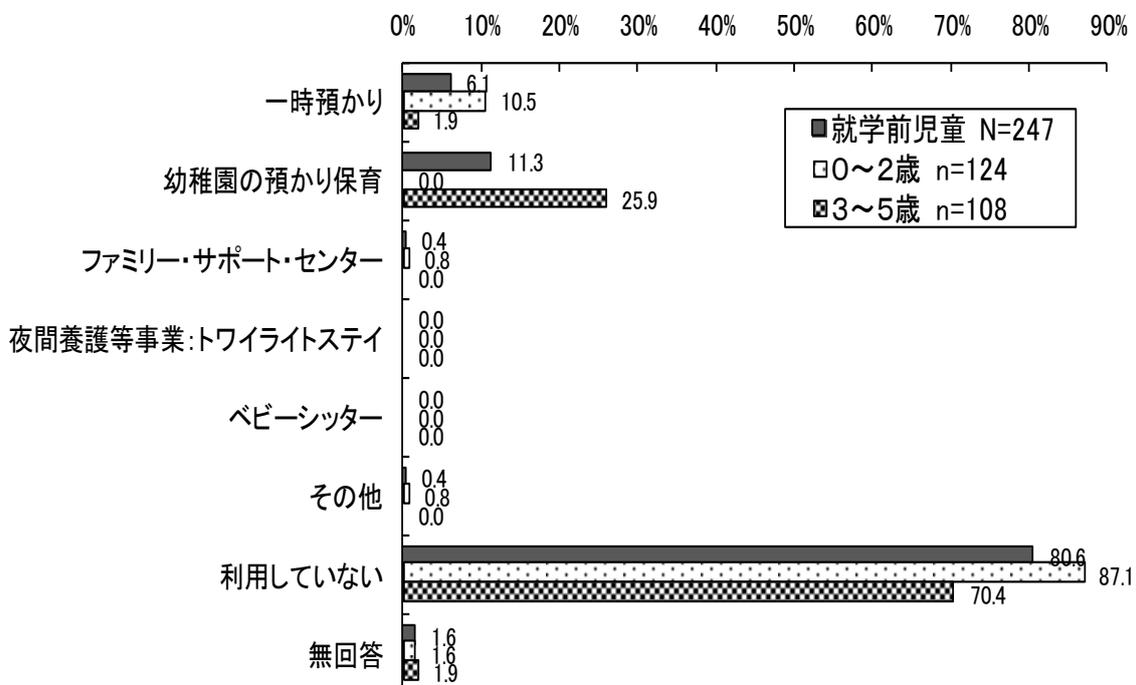
病児・病後児のための保育施設等を利用したいかの意向についてみると、「利用したいとは思わない」が55.8%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が43.3%となっています。



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

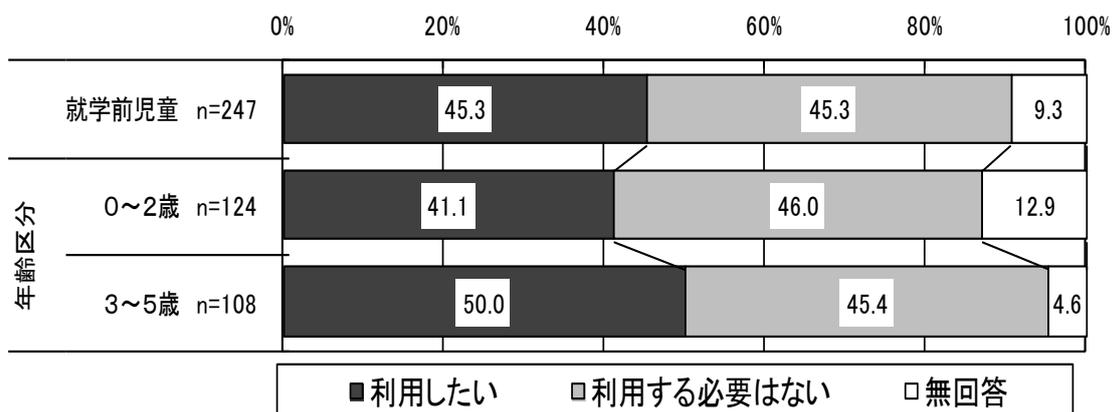
不定期に利用している事業についてみると、「利用していない」が最も多く80.6%（0～2歳87.1%、3～5歳70.4%）、次いで「幼稚園の預かり保育」が11.3%、「一時預かり」が6.1%となっています。



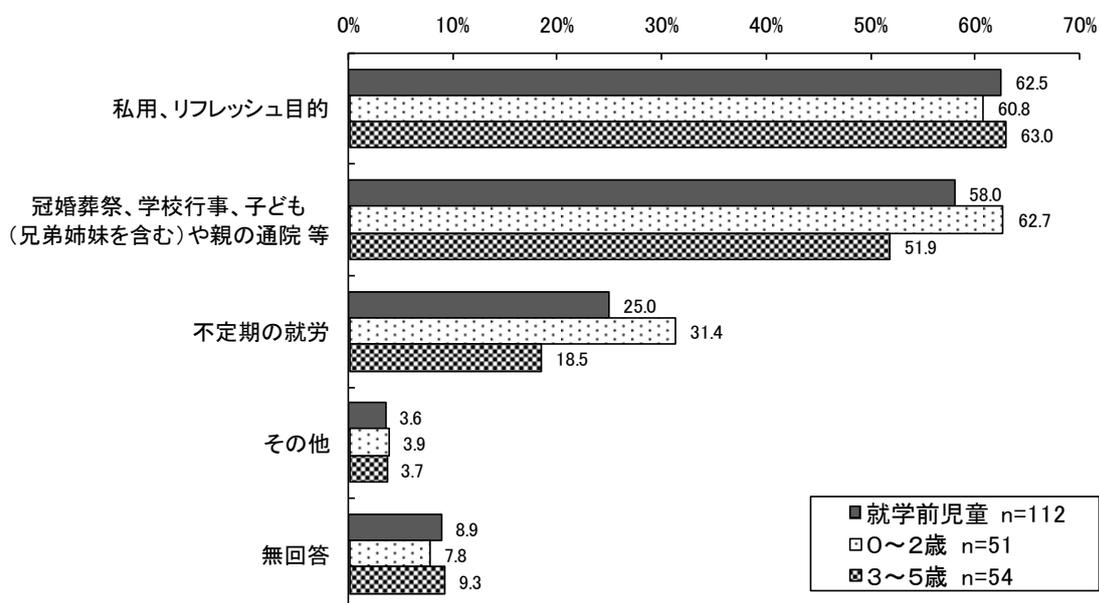
○今後の不定期な事業の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等の目的による事業の利用希望についてみると、「利用したい」が45.3%（0～2歳41.1%、3～5歳50.0%）、「利用する必要はない」が45.3%（0～2歳46.0%、3～5歳45.4%）、となっています。

事業の利用理由についてみると、「私用、リフレッシュ目的」が62.5%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が58.0%となっています。



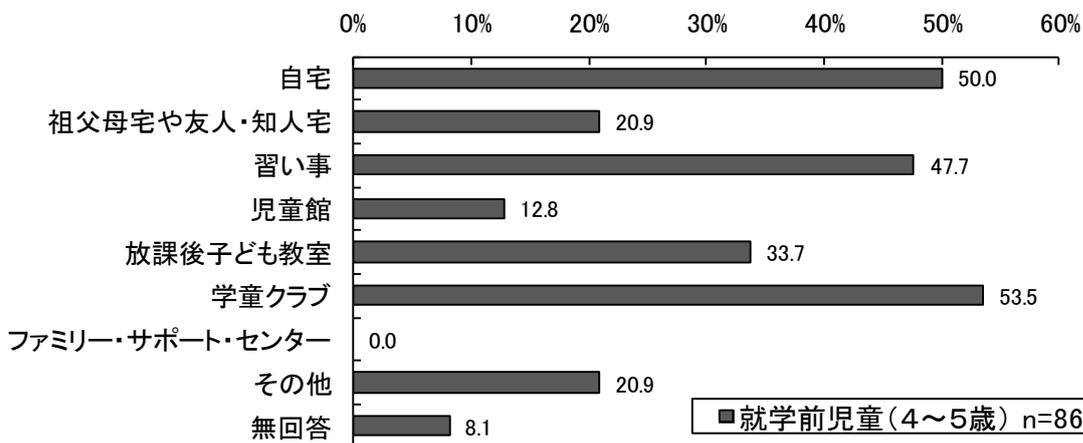
○事業を利用したい理由



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

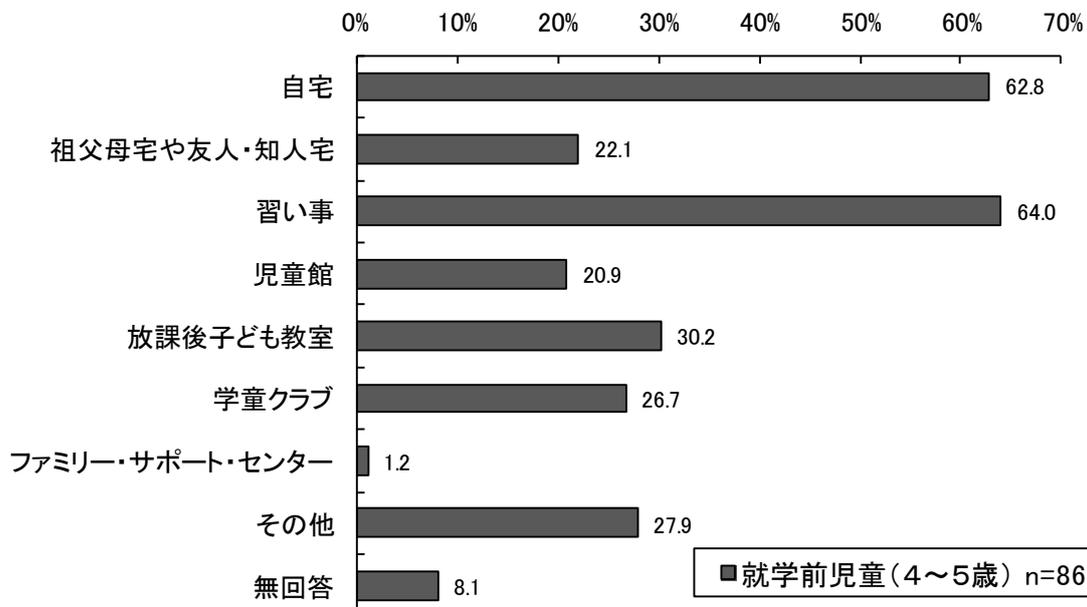
○低学年で過ごさせたい場所

放課後の過ごし方（低学年）の希望についてみると、「学童クラブ」が最も多く 53.5% となっています。次いで「自宅」が 50.0%、「習い事」が 47.7%、「放課後子ども教室」が 33.7% となっています。



○高学年で過ごさせたい場所

高学年の放課後の過ごし方についてみると、「習い事」が 64.0%、「自宅」が 62.8% となっています。次いで「放課後子ども教室」が 30.2%、「学童クラブ」が 26.7% で 3 割前後となっています。

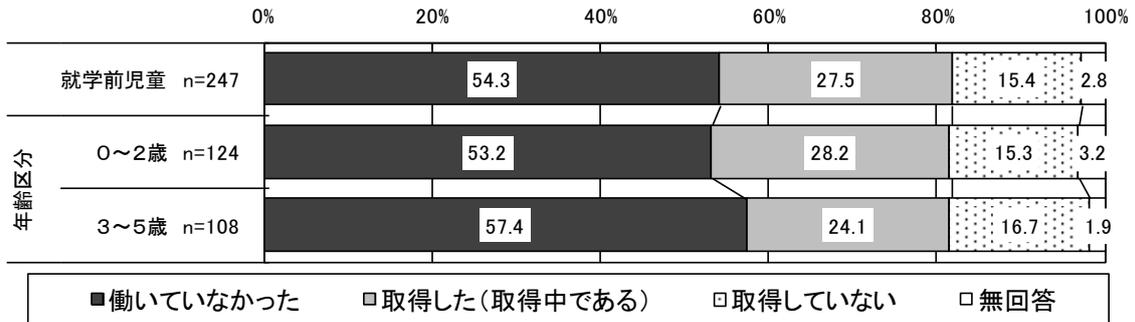


(6) 子育ての実態について

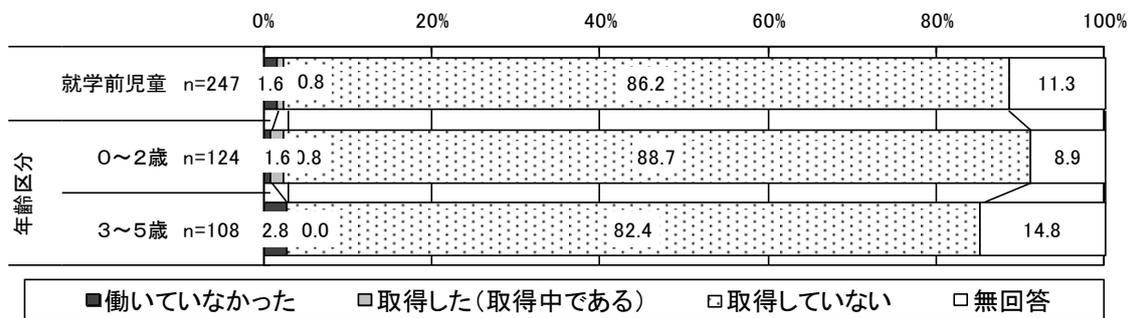
母親の育児休業取得状況についてみると、「働いていなかった」が最も多く 54.3%となっています。次いで「取得した(取得中である)」が 27.5%、「取得していない」が 15.4%となっています。

父親についてみると、「取得していない」が最も多く、86.2%となっています。次いで「働いていなかった」が 1.6%、「取得した(取得中である)」が 0.8%となっています。

○母親の育児休業の取得



○父親の育児休業の取得



## 5 子ども・子育て支援の課題

国の指針でも言われている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と日の出町子育ての環境を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の大きな3つの課題それぞれに対応するとともに、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

### □地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善の自助努力を継続していく必要があります。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化している状況にあわせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- 就学後の学童クラブへのニーズがあり、引き続き拡充していく必要があります。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげていく必要があります。
- 子育て支援サービス利用者への育児情報提供と助言の拡大をする必要があります。

### □家庭・地域の子育て支援を充実

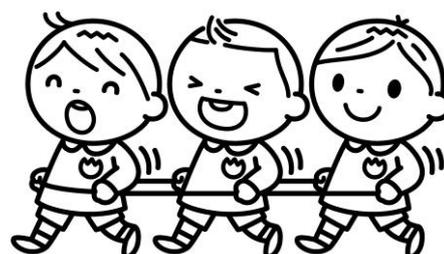
- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援をしていく必要があります。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

### □幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子どもの減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。それらを踏まえ、子どもたちに質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す認定こども園法制度の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、日の出町として受入れ体制作りのため基準を整備します。また、教育・保育関係者へは、継続して情報提供を行っていく必要があります。

### 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境について（国の指針資料より抜粋・再構成）

- ①核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ②現在の親世代においては、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- ③経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめとする各年代で非正規雇用割合も高まっています。
- ④子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ⑤女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められていますが、都市部や一部事業で依然として待機児童が存在しています。
- ⑥長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- ⑦父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- ⑧夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向がみられており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。
- ⑨就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たないことから、関係機関の連携した支援が望まれています。
- ⑩少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。



## 第3章 基本的な考え方

### 1 日の出町こども・青少年育成基本条例

日の出町では、次世代を担うこどもと青少年たちが安全に、健やかに成長することを願い、こどもと青少年たちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、こどもと青少年にやさしい町を実現するために、日の出町こども・青少年育成基本条例を制定し、基本施策をはじめとする子ども・子育て支援事業に取り組んでいます。

### 2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

#### ○子どもの育ち

子どもの成長や発達をどう支援していくか

- ・子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、大人だけでなく子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。
- ・子どもの健全育成のための家庭・学校・地域が連携し、それぞれが本来持っている教育力の活性化を図ります。

#### ○子どもを健やかに育む家庭

親が自信を持って子育てできるようどう支援していくか

- ・親も日々の子育てを通して親自身が成長していく存在です。すべての親が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、色々なサービスや学習の機会を誰もが受けられるようにしていきます。

#### ○子育てを支える地域

子育てがしやすい地域づくりをどう行っていくか

- ・家族が安心して子育てできるよう地域全体で子育て家族を支えることにより、子育て家族が抱える様々な負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域をみんなでつくっていきます。

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされています。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

### 2 教育・保育提供区域の設定

#### 1 日の出町における教育・保育提供区域について

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については 日の出町内全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

## 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定について

教育・保育の提供区域と連携して実施されるので、各事業は共通して、以下のとおりに区域を設定します。

地域子ども・子育て支援事業	提供区域
利用者支援に関する事業	日の出町全域を1区域として 設定します。
地域子育て支援拠点事業	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
養育支援訪問事業（相談支援、育児・家事援助等）	
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
一時預かり事業	
時間外保育事業（延長保育事業）	
病児保育事業	
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	



## 第5章 教育・保育施設の充実

### 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

#### 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）し、その上で施設型給付を行う全国共通の仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、認定こども園に該当
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、認定こども園に該当

#### ※施設型給付

＝保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	210 人	209 人	214 人	212 人	210 人
うち、2号認定で幼稚園等利用希望者	17 人				
2 確保の内容	240 人				
特定教育・保育施設	0 人	240 人	240 人	240 人	240 人
確認を受けない幼稚園	240 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	30 人	31 人	26 人	28 人	30 人

#### ●確保内容方針

町内幼稚園定員を記載（現状では近隣自治体に所在する幼稚園等も利用）

#### ※確認を受けない幼稚園

＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

### (2) 2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

#### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数 （幼稚園等希望除く）	327 人	325 人	333 人	331 人	326 人
2 確保の内容	343 人	325 人	333 人	331 人	326 人
特定教育・保育施設	343 人	325 人	333 人	331 人	326 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	16 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ●確保内容方針

町内保育園5園の定員変更等により、受入体制の整備をします。

(3) 3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	49人	49人	46人	45人	43人
2 確保の内容	41人	49人	46人	45人	43人
特定教育・保育施設	41人	49人	46人	45人	43人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	△8人	0人	0人	0人	0人

●確保内容方針

町内保育園5園の定員変更等により、受入体制の整備をします。

(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定こども園を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	222人	219人	206人	201人	193人
確保の内容	172人	219人	206人	201人	193人
特定教育・保育施設	172人	219人	206人	201人	193人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	△50人	0人	0人	0人	0人

●確保内容方針

町内保育園5園の定員変更等により、受入体制の整備をします。

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一位まで）」により算出した数値とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率	58.7%	58.7%	58.6%	58.7%	58.7%
推計児童数（0～2歳）	461人	456人	430人	419人	402人

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

---

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際の受入体制づくりを推進します。

#### ○認定こども園の特徴

- ①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ②保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- ⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### 4 教育・保育施設の質の向上

---

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士をはじめ、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善が必要です。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- ①職員配置の充実と職場環境の改善
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

### 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備を進めます。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳（未就学児）

#### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き子育て福祉課窓口において、町職員、子ども家庭支援センター相談員が対応し利用者支援（ご案内・相談等）を実施します。

#### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳（未就学児）

#### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	91人	90人	89人	87人	85人
確保の方策	91人	90人	89人	87人	85人

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 6～11歳（就学児）

#### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	161人	175人	187人	191人	194人
確保の方策	250人	250人	250人	250人	250人

#### ●確保の方策方針

対象児童を小学6年生まで拡大する予定ですが、当分の間は現状どおり小学1年生から4年生までで実施します。量の見込みは小学6年生までの数、確保方策は総枠の定員数です。利用状況により余裕がなくなる施設も想定されるため、公共施設等既存施設の改築も含め有効利用を検討し量の確保に努めます。

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳（未就学児）

[単位] 延べ利用者数（年間）

#### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（年）	100人	100人	100人	100人	100人
確保の方策（年）	100人	100人	100人	100人	100人

#### ●確保の方策方針

児童養護施設「東京恵明学園（青梅市内）」に委託して、現状に引き続き実施します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指します。

[対象年齢] 0歳

### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年)	134人	134人	127人	123人	117人
確保の方策	実施体制：2人（子ども家庭支援センター相談員、民生・児童委員） 実施機関：子ども家庭支援センター				

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(年)	12人	12人	12人	12人	12人
確保の方策	実施体制：子ども家庭支援センター相談員 実施機関：子ども家庭支援センター ほか				

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き子ども家庭支援センター相談員が対応し、必要に応じ関係機関と連携を図り実施します。また、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、要保護児童地域対策協議会を開催し連携を図っていきます。

(注) 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
特定妊婦：出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童  
児童福祉法第6条の3の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 主に0～2歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（年）	2,825人回	2,801人回	2,644人回	2,573人回	2,464人回
確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。志茂町児童館では「子育て講座、幼児サークル活動」を実施します。また、子ども家庭支援センターで「よちよちママさん体操・すくすく体操・子育てサロン」を実施します。また、「こどもセンター」の開設を計画し、事業内容の充実を図ります。

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児に対して、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②その他（在園児以外）は0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

### ①幼稚園における在園児対象型

#### ■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計（年）	5,582人日	5,541人日	5,674人日	5,643人日	5,562人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（年） （1号認定）	1,535人日	1,524人日	1,561人日	1,552人日	1,530人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（年） （2号認定/幼稚園希望）	4,047人日	4,017人日	4,113人日	4,091人日	4,032人日
確保の方策（年）	5,582人日	5,541人日	5,674人日	5,643人日	5,562人日

#### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。

②その他（幼稚園における在園児対象型以外）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（年）	1,213 人日	1,200 人日	1,128 人日	1,098 人日	1,053 人日
確保の方策（年）	1,213 人日	1,200 人日	1,128 人日	1,098 人日	1,053 人日
保育園の一時預かり（年） （在園児対象型以外）	1,213 人日	1,200 人日	1,128 人日	1,098 人日	1,053 人日

●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。

（9）病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（年）	226 人日	224 人日	221 人日	218 人日	212 人日
確保の方策（年）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	212 人日
病児保育事業（年）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	212 人日

●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、実施を検討し平成 31 年度を目処に計画を進めます。

#### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[対象年齢] 0歳～就学児

[単位] 延べ利用者数（年間）

##### ■量の見込み（低学年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（年）	22 人日	24 人日	25 人日	26 人日	26 人日
確保の方策（年）	0 人日	24 人日	25 人日	26 人日	26 人日

##### ■量の見込み（高学年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（年）	9 人日	9 人日	10 人日	10 人日	11 人日
確保の方策（年）	0 人日	9 人日	10 人日	10 人日	11 人日

##### ●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を踏まえ、実施を検討し平成 28 年度を目処に計画を進めます。

#### (11) 妊婦健診事業

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担します。

##### ■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（年）	134 人	134 人	127 人	123 人	117 人
確保の方策	実施体制：町内の医師、保健師等 実施機関：保健センター（集団検診）、都内契約医療機関（個別健康診査）				

##### ●確保の方策方針

現状に引き続き実施します。

## (12) 実費徴収にかかわる補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部

又は一部を助成する事業)

保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

### ●確保の方策方針

近隣自治体の動向を捉えながら、既存事業との関連も考慮し検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

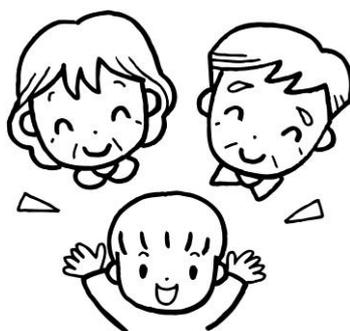
特定教育・保育施設において民間事業者の能力活用の観点から参入を促進するための事業です。

### ●確保の方策方針

他の自治体の事業等を参考に検討します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、及び幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるということについて十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園及び保育所、認定こども園等と小学校等との連携を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を目指します。



# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

## 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生・児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするなど、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入が求められるよう、まずは関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### ①関係機関との連携及び日の出町における相談体制の強化

日の出町における子ども・子育てに関する相談体制は、「子ども家庭支援センター」をはじめ、「保健センター」「子育て福祉課」「学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有・連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、東京都等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性、権限を要する場合には、児童相談所長などへの通告を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、関係機関と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### ②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。特に支援を必要とする場合は、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるよう努めます。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密に連携し、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を図り、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や民生・児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。その他、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、総合的な自立支援を推進します。

## 3 障害児施策の充実

---

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進します。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を推進し、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を推進します。

幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが必要なため、本人と保護者、行政、学校等、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ります。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報を周知し、さらに家族が適切に子育てを行えるよう支援体制の充実を図ります。



## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

---

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

## 5 日の出町独自の福祉施策（次世代育成クーポンなど）

---

次世代を担う子どもたちが安全に健やかに成長することを願い、子どもたちが、将来、日の出町発展の原動力となることを期待して、子どもにやさしい町を実現するため、日の出町子ども育成・青少年基本条例を策定しています。

この条例の基本施策の一つとして次世代育成クーポンの交付、幼児・児童の医療費の無料化などがあります。

今後、限られた予算で幅広いニーズに応じた様々な事業展開や施設の拡充を図るため、既存事業の検証を行い、予算の有効活用を図ります。

### □日の出町子ども福祉制度

#### ①次世代育成クーポン

町内の登録された店舗での買い物や保育料、給食費の支払いに利用できるクーポン券を交付する制度です。子育て支援と地域経済の活性化を目的として交付します。

●条件 15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある児童を養育している保護者で、町内に住所と住民登録があり、引き続き町内に住所を有する見込の方。

●所得制限 無

●支給額 子ども1人につき月額1万円

## ②出産助成金

出産に要する経済的負担の軽減を図るため支給します。

- 条件 平成19年4月1日以降に生まれた子どもの父又は母で、出産日の3か月前から町内に住所と住民登録があり、引き続き1年以上町内に住所を有する意思があり、出産した子どもを養育し生計を同じくしている方。

- 所得制限 無

- 支給額 1回の出産につき3万円

## ③こども医療費助成

通院・入院医療費の自己負担分を助成します。食事代及び保険対象外の請求を除く。

- 条件 15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある児童を扶養している方。

## ※参考

### 青少年育成支援金

町の次代を担う青少年への支援を目的として、教材費、通学・通勤費、スポーツ等に使用した経費の一部について現金を支給します。

- 条件 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（高校生年代）にある青少年を養育している保護者又は青少年本人で、町内に住所と住民登録があり、引き続き町内に住所を有する見込の方。

- 所得制限 無

- 支給額 子ども1人につき月額上限1万円

### 青少年医療費助成

通院・入院医療費の自己負担分を助成します。食事代及び保険対象外の請求を除く。

- 条件 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（高校生年代）にある青少年を養育している保護者又は青少年本人。

## 6 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

日の出町では、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や都の関係各機関への働きかけを行っていきます。

## 第8章 次世代育成支援行動計画について

### 1 次世代育成支援行動計画の目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、日の出町においてこれまで取り組んできた「日の出町次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援にかかわる総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

### 2 次世代育成支援行動計画の基本理念

親子ふれあい理想郷ひので  
～安心して子育てができるまちづくり～

母親が安心して妊娠・出産を迎え、父親とともに生きがいを持って楽しく子育てができるよう、また、子どもたちが健康でのびのびと成長していくことができるよう次世代育成支援行動計画の基本理念を継続していきます。

### 3 対象

次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表のとおりです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象 ※一部養育支援 事業	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

### 4 次世代育成支援行動計画の基本目標

- (1) ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり
- (2) 親子が健やかに育つための健康づくり
- (3) 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり
- (4) 子育てにやさしい地域環境づくり
- (5) 要保護児童などへの自立支援の体制づくり

## 5 各施策の取り組みについて

5つの基本目標に沿って、関連する施策それぞれを展開していきます。

### 目標1 ゆとりを持って子育てをするための地域の支援体制づくり

#### 【施策展開の基本方針】

少子化が進む一方で、核家族化・共働き家庭・就労形態の変化等の影響により保育サービスのニーズは多様化してきています。

待機児童ゼロを目指した保育所等の受入れ体制の整備をはじめ、緊急時や就労形態の多様化に対応した延長保育・一時保育・病後児保育などの充実・検討・実施及び会員相互で援助し合う事業の検討を行うなど、保護者のニーズに応えた事業の展開を図ります。

また、町では子どもの居場所づくり事業として、児童館などの事業を継続して充実していきます。

子育て家庭への経済的支援の取り組みでは児童手当の支給、次世代育成クーポンや子どもの医療費助成などの事業を継続し、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図るよう適宜、内容を検討していきます。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

#### 【施策の方向】

次世代を担う子どもたちが地域との関わりの中で、健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスを図ります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
1	子ども家庭支援センター事業	子育て福祉課	子どもの家庭総合ケースマネジメント事業及び地域組織化事業等を行い、子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し子どもと家庭を支援	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
2	乳児家庭全戸訪問事業	子育て福祉課	すべての乳児のいる家庭を訪問し子育ての孤立を防ぐため相談、情報提供を行う	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
3	ファミリー・サポート・センターの開設	子育て福祉課	会員による子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターを開設する	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
4	子育てひろば事業	子育て福祉課 (児童館)	0～5歳児の孤立しがちな子育て家庭を中心につどいの場を提供	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行

5	子育てサークルの育成・支援	子育て福祉課	保健センター、子ども家庭支援センター、児童館が連携して子育てサークルや社会教育関係団体等を育成・支援する	<実施>	<継続>
6	地域の人材の活用と育成	子育て福祉課	子育て支援のため、ボランティア支援センター、体験活動ボランティア登録者等の地域ボランティアの積極的な活用を図る	<未実施>	<継続>
7	(仮称)日の出町子育て支援環境検討委員会の設置	子育て福祉課	子育てのネットワークづくりや子育て環境に充実に向けて今後町が取り組むべき施策等を検討するための委員会を設置する	<実施>	<継続> 子ども・子育て会議にて継続

## (2) 保育サービスの充実

### 【施策の方向】

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子どもの権利が最大限尊重されるよう配慮しながら利用者のニーズを十分に踏まえ、子育て家庭に対して利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

通常保育・低年齢児保育については、施設の整備等により定員拡充を行い、待機児童解消に努めます。また多様な保育形態への対応として、休日保育やトワイライトステイなどの導入を検討してまいります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
8	通常保育事業	子育て福祉課	保護者の就労や疾病その他の理由などで、保育に欠ける児童の保育を保育所で実施	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
9	保育施設の整備	子育て福祉課	施設の老朽化・児童の安全確保・待機児童解消等を目的とした、施設整備に対する補助	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
10	低年齢児保育	子育て福祉課	0～2歳児の受入体制の整備	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
11	一時保育事業	子育て福祉課	保護者の急病や育児疲れなど一時的な保育が必要な場合に対応する事業	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
12	延長保育事業	子育て福祉課	保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため保育時間を延長	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
13	休日保育事業	子育て福祉課	保護者の就労形態の多様化等に伴う需要に対応するため休日保育事業の実施に向けた体制整備	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行

14	ショートステイ事業	子育て福祉課	保護者が病気になった場合などに、12歳未満の子どもを委託先施設において短期間預かる事業	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
15	トワイライトステイ事業	子育て福祉課	保護者の就労の都合等により帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童福祉施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かる事業	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
16	病児（病後児）保育事業	子育て福祉課	疾病回復期の就学前児童で保護者の就労等の理由により家庭で保育に支障がある場合、一時的に預かる事業	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
17	子ども家庭在宅サービスの推進	子育て福祉課	訪問型一時保育事業、産後支援ヘルパー事業等の導入に向けた調査検討	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
18	家庭的保育事業	子育て福祉課	個人がその居宅において保育に欠ける少人数の児童を保育する事業	<未実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
19	保育スタッフの養成	子育て福祉課	保育士等の資質向上のため、関係機関と連携して研修事業を支援	<実施>	<継続>
20	学童クラブ事業	子育て福祉課	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、安全で快適な放課後の時間を過ごせるよう、放課後児童指導員を配置して、設備と保育内容の充実	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行 対象は小学6年生まで拡大する予定（当分の間は現状どおり小学4年生まで）
21	就学前学校体験事業	学校教育課 子育て福祉課	保育所・幼稚園・小学校の連携により、保育から教育への円滑な移行を行うための事業。（平成19年度より）	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行

### （3）児童の健全育成の推進

#### 【施策の方向】

子どもたちが、放課後、週末、長期休日において、学校、児童館等の教育・社会教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果（～平成26年度）	今後の動き（平成27～31年度）
22	児童館事業	子育て福祉課（児童館）	専任職員の指導のもと、児童が健全な遊びと活動を通じて仲間と居場所を得て、心身ともに豊かに成長できるよう児童館事業の充実	<実施>	<継続>

23	身近な遊び場の整備	子育て福祉課	子どもの居場所づくりに向けた広場の機能を持った公園や民間の遊び場の整備。乳幼児向けの安全な遊具を設置するとともに定期的な点検実施	<実施>	<継続>
24	余裕教室の活用	学校教育課・文化スポーツ課	児童生徒の学習と生活の場として活用していくとともに、地域の大人たちを指導者とした放課後子ども教室への場の提供、小学校内に設置されている郷土館等の一般開放の拡充	<実施>	<継続>
25	子育てスペースの整備	図書館	公共施設等に児童のプレイルームや、保護者と子どもたちの交流スペースを併設するなどの整備	<未実施>	<継続>
26	既存施設の活用による子育て拠点の整備	子育て福祉課 企画財政課 文化スポーツ課	谷戸沢処分場跡地の総合的広域体育館建設計画に関し、保護者と子どもたちも利用できるように関係機関に働きかけ 既存の社会教育施設に関し、子どものためのグランド施設開放を検討	<未実施>	<継続>

#### (4) 経済的支援の取り組み

##### 【施策の方向】

少子化対策として、児童手当、医療費助成、教育費補助金等を中心に総合的な経済的支援を推進します。

町単独事業については、経済的な負担の軽減と不公平感の是正を図り、適宜、検討していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (~平成 26 年度)	今後の動き (平成 27~31 年度)
27	児童手当の支給	子育て福祉課	15 歳までの子どもを養育している方に対し、児童手当を支給	<実施>	<継続>
28	こども医療費の助成	子育て福祉課	15 歳までの子どもを養育している方に対し、子どもにかかる保険医療費の自己負担分を助成	<実施>	<継続>
29	次世代育成クーポンの交付	子育て福祉課	15 歳までの子どもを養育している方に、日の出町に住所を有することを条件に、子ども 1 人あたり月 1 万円のクーポン券を交付	<実施>	<継続>
30	出産助成金の支給	子育て福祉課	生まれた子どもの父母で、出産日の 3 か月前から町内に住所と住民登録があり引き続き 1 年以上町内に住所を有する意思がある方に 1 回の出産につき 3 万円を支給	<実施>	<継続>
31	事務の効率化	子育て福祉課	児童手当に関する電算システムの導入、各種申請書類の簡略化を検討	<実施>	<継続>

32	就園・就学等に関する保護者負担の軽減	学校教育課	(1) 幼稚園就園奨励費補助金 (2) 私立幼稚園等園児保護者負担金軽減事業費補助金 (3) 私立未認可幼稚園園児保護者補助金 (4) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金 (5) 特別支援学級児童生徒就学奨励費補助金 (6) 小中学校児童生徒保護者補助金(修学旅行等) (7) 進学支度金貸付	<実施>	<継続>
----	--------------------	-------	--	------	------

## 目標 2 親子が健やかに育つための健康づくり

### 【施策展開の基本方針】

妊娠・出産にかけて母親の心身の状態は短期間に大きく変化します。胎児は、母体の健康状態に大きな影響を受けるため、妊娠・出産期における効果的な健康管理、安定した精神状態の確保は重要な課題となります。

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 【施策の方向】

日の出町母子保健計画に基づき、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児できる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
33	妊産婦健康診査の充実 (1) 妊婦健康診査	いきいき健康課	契約医療機関において 14 回の妊婦健康診査と、出産予定日現在が満 35 歳以上となる妊婦には 1 回の超音波検査が受診可能であり、さらに保健センターにおいて年 6 回の妊婦歯科健康診査を実施	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行
	妊産婦健康診査の充実 (2) 産婦健康診査	いきいき健康課	3～4 か月児健康診査に来所した母親全員に血圧・尿などの諸検査を行い、産後の母親の身体的並びに精神的な健康について確認	<実施>	<継続> 子ども・子育て支援事業計画に移行

34	乳幼児健康診査等の充実 (1)乳幼児健康診査	いきいき健康課	保健センターにおいて、3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い乳幼児の健康管理	<実施>	<継続>
	乳幼児健康診査等の充実 (2)乳幼児精密健康診査	いきいき健康課	必要に応じて専門医療機関の協力による精密健康診査	<実施>	<継続>
	乳幼児健康診査等の充実 (3)乳幼児歯科相談並びに5歳歯科相談と訪問事業	いきいき健康課	おおむね1歳前後から満6歳までの乳幼児のうち希望するものに拡大し、その間定期的に歯科健康診査・歯科保健指導・予防処置を実施また、5～6歳児に対して歯科健診年6回と、保育所・幼稚園等へ歯科訪問事業を年間1回歯科保健指導実施する。幼稚園と連携して食育事業を年間2回実施	<実施>	<継続>
35	予防接種事業	いきいき健康課	乳幼児等予防接種対象者への個別通知や未接種者への通知等により予防接種の重要性を啓発するとともに、接種率の向上を図る	<実施>	<継続>
36	保健指導・相談の充実 (1)新生児訪問指導	いきいき健康課	出生届出票をもとに、初産者に新生児訪問指導を行い、子どもの様子と母親の健康状態に合わせた日常生活が送れるよう援助	<実施>	<継続>
	保健指導・相談の充実 (2)妊産婦訪問指導	いきいき健康課	高年初妊婦、若年妊婦、低所得世帯、肥満、心及び腎疾患を伴う妊婦に対し、適切な治療又は予防のため日常での予防的生活について、相談・援助	<実施>	<継続>
37	各種教室・講座の開催	いきいき健康課	(1)母親学級 ①母性科 妊娠の機会をとらえて、妊婦が自ら健康をつくり健康な赤ちゃんを産み育てることができるよう支援(年3回、1回のコースを4日制、父親学級を1日含む) ②育児科 生後3か月から12か月までの乳児とその保護者を対象とし、離乳食教室(年12回)を初期(3か月～6か月)と中後期(7か月～12か月)分けて実施	<実施>	<継続>
38	小児医療の充実	いきいき健康課	急病や急なけがなどの緊急時に安心して受診できるよう、小児救急医療体制を整備	<実施>	<継続>

## (2) 「食育」の推進

### 【施策の方向】

学校給食は、学校教育活動の一環として、児童、生徒の健康教育を進める上で、極めて大きな役割を担っています。栄養や健康、食生活にかかわる正しい理解と望ましい習慣を養い、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進と体位向上を図るとともに、学校生活を豊かにするものでもあることから、学校との連携を密にとり、適切な学校給食の実施に努めます。

また、母子保健において食育推進の事業を開催し、食育に対する正しい知識の普及を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
39	給食センターの整備	学校給食センター	老朽化の目立つ施設の整備については、少子化の進む現状を踏まえ、当面、維持管理に努めつつ将来を見据えながら検討	<実施> 老朽化により壊れるものも多くそのつど修理をして対応	<継続>
40	食に関する指導の充実	学校給食センター	日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養う指導と併せて、夏休み中に料理教室を実施	<実施> 町内小学校児童を対象に夏休み料理教室を実施	<継続>
41	食物アレルギー対策	学校給食センター	児童、生徒の実態に配慮するとともに保護者、学校と連携して、適切に対応	<実施> アレルギー物質のお知らせを作り小中学校に配布	<継続>
42	安全衛生管理	学校給食センター	食品衛生検査などの充実と安全衛生基準の徹底	<実施> 必要に応じ食品・食器の検査等を実施	<継続>

## (3) 学童期・思春期保健対策の充実

### 【施策の方向】

思春期における人工中絶などの性行動に関わる問題や、薬物乱用、喫煙、飲酒などの問題は、将来父となり母となり、さらには、中高年に至るまで有害な影響を及ぼします。学童期・思春期の子どもに対して、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
43	健康管理の充実	学校教育課	児童生徒の健康管理を推進するため、健康診断、健診業務の充実	<実施>	<継続>
44	性に関する健全な意識と正しい知識の普及	学校教育課	性に関する正しい知識の普及を図り、健やかな母性・父性を育むことを目的に啓発活動を図る	<実施>	<継続>

45	薬物乱用等の防止対策	学校教育課 いきいき健康課 生活安全安心課	薬物の乱用については、その防止対策について児童生徒、保護者、地域住民を対象とした啓発活動を積極的に行い、児童生徒に対しての指導を徹底	<実施>	<継続>
----	------------	-----------------------------	--	------	------

### 目標3 子どもが豊かに学び育つための教育環境づくり

#### 【施策展開の基本方針】

町の将来を担う子どもたちの健全育成は、重要なテーマであり、学校、家庭、地域が密接に連携し、青少年の活動機会の提供、指導者養成、青少年対策の強化に関して地域に根ざした活動を進めていく必要があります。

非行や不登校、ひきこもりなどの子ども自身の問題や、子どもを対象にした犯罪行為、また過激な性情報などに子どもたちがさらされる状況なども増えてきていることから、問題行動のある子どもたちの立ち直りを支援し、虐待や性的犯罪から子どもを守る活動や環境浄化活動に地域全体で取り組むなど、児童の保護と健全育成に向けた地域活動を進めていく必要があります。

#### (1) 次代の親の育成

#### 【施策の方向】

次代の親を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさや教養や知識を身に付けるための各種講座の開催を通して、社会活動の支援を図ります。また、次代を担う若者が様々な問題を抱えたときに、相談しやすい体制の整備に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (~平成26年度)	今後の動き (平成27~31年度)
46	青少年の健全育成	文化スポーツ課	諸団体と共に青少年対象事業の推進、青少年健全育成の広報・宣伝活動を通じて、青少年が健やかに成長するよう、仲の良い幸せな家庭と健全な地域社会の形成	<実施>	<継続>
47	有害環境対策・非行防止対策の充実	文化スポーツ課	青少年に有害な社会環境を除去するための啓発活動に取り組むとともに、警察や学校等との連携を強化し、青少年の問題行動に迅速に対応できるシステムの構築	<実施>	<継続>

## (2) 学校の教育環境の整備

### 【施策の方向】

学校週5日制に伴う授業時数の減少、授業内容の厳選を踏まえ、児童生徒がゆとりをもって活動できる教育環境の整備が必要です。

特に学習指導については、知識・理解力の向上とともに児童生徒自らが学び、考え解決する能力の育成を図ります。また、国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、人間性豊かな児童、生徒を育て、人間尊重の心を育むために、学校、家庭及び地域社会と連携のもと、児童・生徒の「生きる力」を育むための施策を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
48	教育内容の充実 (1)教育活動の充実	学校教育課	一人ひとりの興味関心や習熟度などに応じた指導体制を充実し、基礎的・基本的な学力を向上	<実施>	<継続>
	教育内容の充実 (2)職員研修の充実	学校教育課	教員の研究・研修活動や各校の校内研究を支援し、教員の資質を向上	<実施>	<継続>
	教育内容の充実 (3)学校・家庭・地域社会の連携	学校教育課	家庭、地域及び諸機関と連携した、開かれた学校づくり。学校評議員制度を充実した学校運営	<実施>	<継続>
49	学校施設の整備・充実 (1)校舎の整備	学校教育課	緊急度・危険度に応じた計画的な改修整備	<実施> 必要に応じて実施	<継続> 学校施設整備計画を策定し、計画的に改修整備
	学校施設の整備・充実 (2)体育館・プールの整備	学校教育課	計画的な改修、整備	<実施> 必要に応じて実施	<継続> 学校施設整備計画を策定し、計画的に改修整備
	学校施設の整備・充実 (3)余裕教室等の活用	学校教育課	余裕教室活用検討委員会の答申を踏まえ、各校の多様な教育活動に供する活用のあり方について検討	<未実施> 委員会の開催はなし。 特別支援学級、特別活動室等として活用	<継続> 必要に応じて委員会を設置し、検討
50	通学施設等の整備	学校教育課	交通安全指導、自転車通学の児童生徒への通学用ヘルメットの貸与	<実施>	<継続>
51	防犯対策・安全管理 (1)防犯対策	学校教育課	セーフティー教室を全校で実施。学校管理員による登下校指導や校内の巡視、防犯ブザーの配布、センサーライトの設置、門扉の施錠	<実施>	<継続> 小学校通学路防犯カメラの設置
	防犯対策・安全管理 (2)安全管理	学校教育課	緊急時に備えた危機管理マニュアルの整備	<実施>	<継続>
52	教育相談の推進	学校教育課 子育て福祉課 いきいき健康課	子ども家庭支援センターや保健相談との連携強化。教育相談室の相談機能の一層の充実、小中学校との連携強化	<実施>	<継続>

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向】

学校、家庭、地域が連携し、総合的に教育力を高めるため、学校行事やPTA活動、子供会活動等の機会を通して指導、啓発に努めるとともに、それぞれの子どもの発達の状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上を推進します。

児童・生徒の「生きる力」を育むための施策を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
53	家庭教育の充実	文化スポーツ課	家庭教育に関する情報提供を充実させるとともに、家庭教育に関する講座の開設などによる学習機会の充実	<未実施>	<その他> 開催を検討
54	自然体験・社会体験等の推進	文化スポーツ課	子ども体験教室、親子体験教室など各種学習事業の推進	<実施>	<継続>
55	「教育ひので」の充実	学校教育課	年4回発行の「教育ひので」の内容の充実	<実施>	<継続> 内容の充実を図る

### (4) 子ども読書活動の推進

#### 【施策の方向】

子どもの読書活動は、豊かな感性や情操、思いやりの心、国語力を身につける上で欠くことのできないものとされています。

次代の日の出町を担う子どもたちを育成するため「日の出町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校での推進活動の基盤整備や啓発活動を進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
56	子どもの読書環境の整備	図書館	家庭、地域、学校を通して読書に親しむ機会を提供	<実施> 利用者のニーズに応えられる図書や資料等を提供	<継続>
57	子どもの読書活動に関する理解の促進	図書館	学校と家庭とが連携し、保護者会や学校だよりなどにより、読書活動の意義を理解してもらえよう啓発活動を実施する	<実施> 町内小・中学校に推薦本の冊子を作成し配布	<継続>
58	地域社会全体での取り組み体制の整備	図書館	図書館、学校、家庭、関係諸機関、団体との連携を図るため、それぞれが設置している委員会、協議会、連絡会等を活用し協力を得る	<未実施>	<継続>
59	子どもの読書活動を推進させるための人材育成	図書館	図書館職員の実務向上、ボランティア団体の人材育成を図るため、講習会、研修会を実施。	<実施> 実務研修等の参加、ボランティア団体の講習会を実施	<継続>

## 目標4 子育てにやさしい地域環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

共働き家庭が増加している状況においては、働きながらの子育てを容易にしていくような取り組みを進めていく必要があります。

本町は緑豊かな自然環境に恵まれているものの、子どもたちが安心して遊べる公園へのニーズが非常に高くなっています。子育て世代が集まりやすい公園等が望まれており、子どもや保護者の視点に立った公園・遊び場の整備がこれからの課題と考えられます。

また、道路環境についても、狭くて子どもの通学に危険だという地域が場所によってあるとの意見が挙げられていることから、安全な環境づくりに向けて整備を進めていく必要があります。

### (1) 仕事と子育ての両立支援

#### 【施策の方向】

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスの充実及び働き続けられる環境整備を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供に努めます。

今後は、子育て中の男女が仕事と子育てを両立できるように、育児・介護休業法など関連法制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう町内事業所へ啓発、周知していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
60	育児休業取得等についての意識啓発	総務課	育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発	<実施> 平成24年9月に「ワーク・ライフ・バランス実現応援マニュアル」を作成し職員へ周知した。対象者については、事前に制度についての説明を随時行っている	<継続> 今後も育児休業の制度理解、利用の促進に努める。グループウェアを使用し制度の周知を図る
61	多様な働き方・生き方への意識啓発	文化スポーツ課 企画財政課	男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方、生き方ができる環境づくりのため、広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発	<実施> 東京都等から送付されてくるパンフレット、ポスター等を配布・平成26年度に男女共同参画講演会開催	<継続>
62	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	子育て福祉課	ワーク・ライフ・バランスについて町内事業所等への啓発。	<未実施>	<継続>

(2) 便利で良好な生活環境の確保

【施策の方向】

子育て世帯を支援するために、広くゆとりのあるファミリー向け賃貸住宅の供給の取り組みを推進します。

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯が安心して利用できる公共施設などの設備改善を促進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
63	公共交通の充実(バス)	生活安全安心課	既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直しなどによるバスサービスの充実 町内循環バスの運行実施	<実施> 平成 24 年度より 1 日 3 便から 7 便に増やして運行	<継続> 継続して実施
64	身近な公園緑地の整備	まちづくり課 子育て福祉課	身近な生活圏でのいこいの場、交流の場となる街区公園や近隣公園等について適切な配置 低未利用地を活用しながらポケットパーク等の整備を検討	<実施>	<継続>
65	子育てに適した環境への整備誘導	建設課 まちづくり課	次世代育成住宅の維持管理 民間事業者による開発事業に合わせて、子育てに適した住宅の計画や、保育、託児に利用できるスペースの確保等を要請	<未実施>	<継続> 現状の戸数を確保する

(3) 安全・安心な地域環境の整備

【施策の方向】

子どもや子ども連れをはじめ、誰もが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。また、妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行しやすい段差のない、安心して外出できるバリアフリーの町づくりを進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
66	道路整備におけるバリアフリー化	建設課	子どもや子ども連れの親子、ベビーカーなどが安全かつ便利に歩行できるよう、幅の広い歩道の整備と、歩道における段差や急こう配の解消	<実施>	<継続>

67	公共的建築物における子育てバリアフリー化	総務課	公共的建築物の出入口、駐車場、階段、昇降施設、トイレなどについても、バリアフリーに配慮した利用しやすい構造にするとともに、おむつ換えスペース、ベビーベッド、授乳スペースの確保	<未実施> おむつ換えスペースやベビーベッドについては、既に一部設置している	<継続> 今後も継続してバリアフリー化を目指すものの、工事を必要とするものについては庁舎修繕計画の一部に入れて検討したい。また、授乳スペースにおいては、特にスペースを設けず、必要な時に、特設する
68	通学路の整備促進	建設課	町道の拡幅、歩道及びガードレールの設置など通学路の整備。危険箇所については信号機、横断歩道、カーブミラー、掲示板などを設置するよう関係機関に働きかける	<実施>	<継続>
69	交通安全教育・指導の推進	生活安全安心課	保育所、幼稚園、小・中学校、自治会や町内の諸団体等の会議、その他の集まりにおいて、警察との連携による住民への分かりやすい交通安全教育	<実施> 計画通り実施	<継続>
70	防犯対策の推進	生活安全安心課	児童、生徒が登下校中に、事件・事故に巻き込まれないよう町、学校、地域、PTA、警察など各関係機関と連携を図り防犯対策を進める	<実施> 計画通り実施	<継続>

## 目標5 要保護児童などへの自立支援の体制づくり

### 【施策展開の基本方針】

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなる傾向にあります。また、仕事中心の社会環境の中で父親の子育て参加が進まず、育児の負担は母親に重くのしかかっているという意見もみられ、育児不安や子どもの発達に関する相談が増えています。

育児不安やストレスが高まって虐待へと進むケースも、全国的に増大してきていることから、児童虐待の未然防止に努めることが重要となり、児童福祉法の改正に伴い、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化が位置づけられました。

子育ての不安や悩みに関する相談相手は、配偶者や親族が最も多くなっていますが、近年では離婚などによるひとり親家庭も増加し、核家族化も進んでいます。そのため、保護者が育児で孤立せず、身近な地域に相談できる場をいくつか確保できるように体制を整え、子育てを支援していくことが重要です。

(1) 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
71	要保護児童対策地域協議会	子育て福祉課 (子ども家庭支援センター)	要保護児童の適切な保護及び要支援児童とその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るために要保護児童対策地域協議会を開催	<実施>	<継続>
72	児童虐待防止のための啓発	子育て福祉課 (子ども家庭支援センター)	児童虐待防止のための広報、パンフレット、ポスター等による意識啓発を行い、児童虐待に対する地域の見守りを呼びかける	<実施>	<継続>

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

【施策の方向】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの利益を最善に考え、きめ細かな福祉サービスの展開及び子育てや就業への支援等、総合的な対策を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成 26 年度)	今後の動き (平成 27～31 年度)
73	相談・援護の充実	子育て福祉課	ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、子ども家庭支援センターを中心に福祉事務所と連携し、生活相談や育児相談、援護事業の充実を図る	<実施>	<継続>
74	児童扶養手当の支給	子育て福祉課	父または母が離婚、死亡などでいないもしくは父または母が重度の障害者である 18 歳未満の児童（障害がある場合は 20 歳未満）を扶養している保護者に支給 所得制限あり	<実施>	<継続>
75	児童育成手当（育成手当）の支給	子育て福祉課	父または母が離婚、死亡などでいないもしくは父または母が重度の障害者である 18 歳未満の児童を扶養している保護者に支給 所得制限あり	<実施>	<継続>

76	ひとり親家庭医療費の助成	子育て福祉課	父または母が離婚、死亡などでいないもしくは父または母が重度の障害者である18歳未満の児童（障害がある場合は20歳未満）のいる家庭に医療証を交付して医療費を助成。自己負担分の全部または一部を助成 所得制限あり	<実施>	<継続>
新規 76-1	廃棄物処理手数料減免	生活安全安心課	児童扶養手当受給世帯に対し、ごみ処理手数料を減免		<実施> 平成26年4月から実施

### (3) 障害のある子どもたちに対する施策の充実

#### 【施策の方向】

すべての人が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の考え方の下で、障がいのある子どもたちの日常生活を支援し、地域で障がいのある子どもたちやその家族を温かく見守る環境づくりを進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	進捗結果 (～平成26年度)	今後の動き (平成27～31年度)
77	特別支援教育の推進	学校教育課	学校教育において、従来の心身障害教育の対象であった児童生徒に加えて、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の教育上特別な支援が必要な子ども達に対して適切な教育的支援が行える体制を整える	<実施> ・スクールカウンセラー(SC)は東京都によって町立小・中学校5校全校に配置 ・平成22年には本宿小のみに開設されていた通級指導学級(情緒障害等)について、その後計画的に開設を進め、現在は町立小・中学校5校全校に開設	<継続> ・通級指導学級については、今後の東京都の動向を踏まえ、柔軟に運用していく
78	相談支援体制の整備	いきいき健康課 子育て福祉課 学校教育課	乳幼児期から学校卒業後までの子どものライフステージに応じて一貫した適切な相談支援が行えるような相談支援体制の整備に向け検討	<実施>	<継続>
79	障害児保育の充実	子育て福祉課	保育園等における障害児保育の充実を図るため、障がいに応じた対応が適切にできるよう、保育士等の育成・充実に推進	<実施>	<継続>

80	各種手当の支給 (1)児童育成手当(障害手当)の支給	子育て 福祉課	心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に支給 所得制限あり	<実施>	<継続>
	各種手当の支給 (2)特別児童扶養手当の支給	子育て 福祉課	精神の発達が遅延しているか、精神の障害があり、又は身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける児童(20歳未満)を扶養している方に特別児童扶養手当を支給	<実施>	<継続>
	各種手当の支給 (3)障害児福祉手当の支給	子育て 福祉課	介護を必要とする在宅の重度障害児(おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部若しくは愛の手帳1度と2度の一部程度)(20歳未満)を対象に障害児福祉手当を支給	<実施>	<継続>
	各種手当の支給 (4)特殊疾病(難病)福祉手当	子育て 福祉課	特殊疾病(82疾病)に罹患している方を対象に特殊疾病(難病)福祉手当を支給	<実施>	<継続>
81	医療費の助成 (1)心身障害者(児)医療費助成	子育て 福祉課	心身障害児の治療と健康の向上に寄与するため、医療費の一部を助成	<実施>	<継続>
	医療費の助成 (2)小児精神障害者入院医療費助成	子育て 福祉課	18歳未満の小児精神障害者の入院医療に要する費用を軽減するため、入院医療費を助成	<実施>	<継続>
82	心身障害者(児)日常生活用具の給付	子育て 福祉課	在宅の心身障害児に対して、入浴補助用具、便器、その他の日常生活用具を給付	<実施>	<継続>
83	重度身体障害者(児)住宅設備改善費の支給	子育て 福祉課	重度の身体障害児の居住する住宅設備の改善に要する費用を給付	<実施>	<継続>
新規 84	廃棄物処理手数料減免	生活安全 安心課	特別児童扶養手当受給世帯に対し、ごみ処理手数料を減免		<実施> 平成26年4月から実施

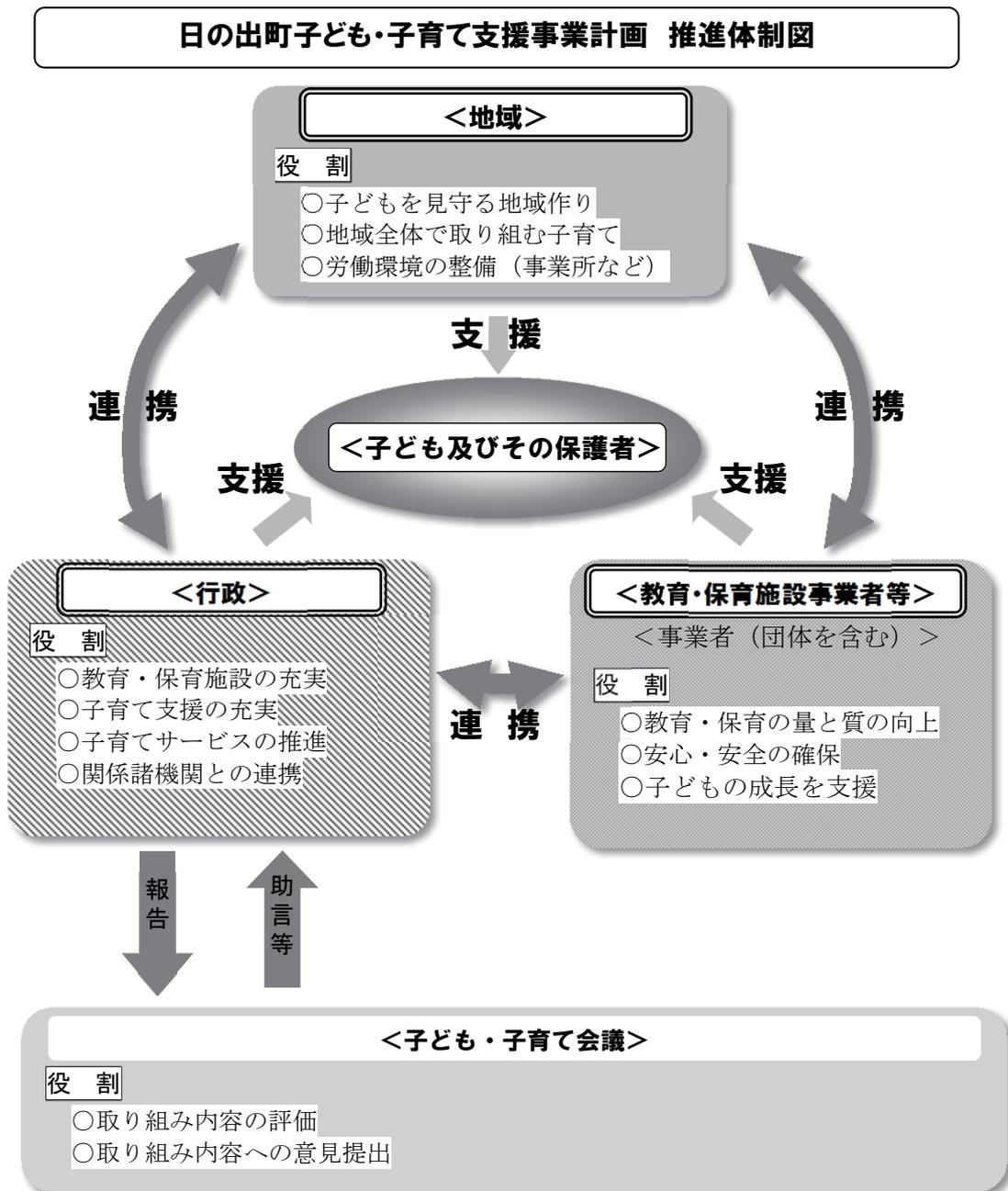
## 6 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員101人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定(特例認定)制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように日の出町としても、広報活動などを通じて、応援していきます。

# 第9章 計画の推進体制

## 1 関係機関等との連携

日の出町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

日の出町は、子ども・子育て支援法に基づき「日の出町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたる、さまざまな部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所や保健センター、保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図って行きます。条例で定める子ども・子育て支援の推進については、都道府県と緊密な連携を図り、推進して行きます。

### ①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### ②家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

### ③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

### ④地域の役割

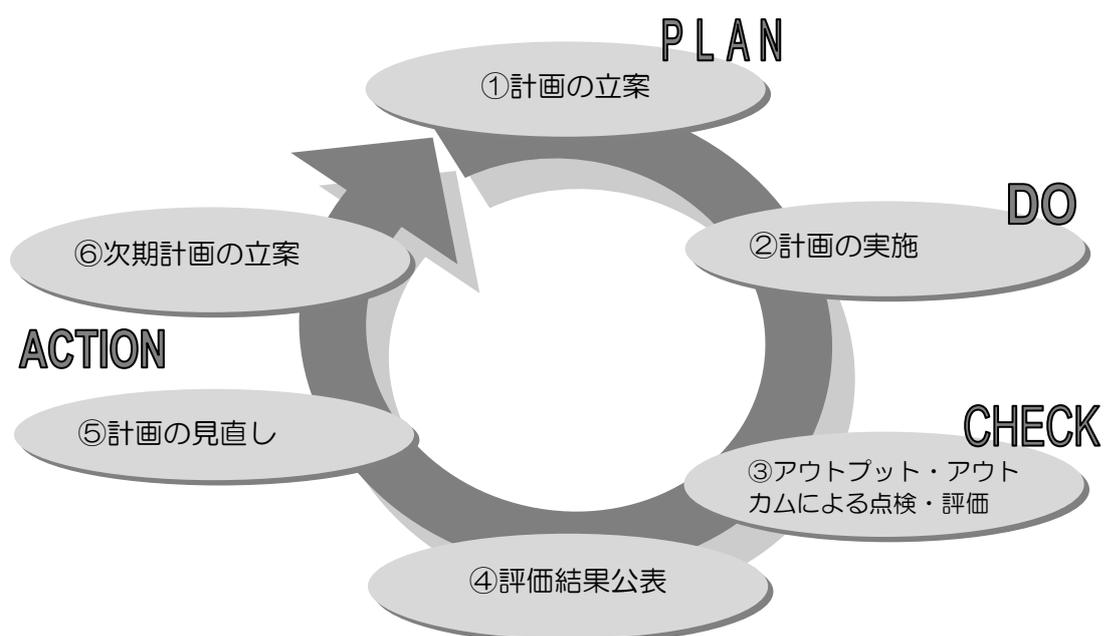
子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またボランティア団体と一層の連携を強化し、町内の企業・事業所等との連携も図りながら地域の子育て支援を進めます。

- 子育て家庭における目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役
- 労働環境の整備（事業所など）

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげて行きます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、点検・評価していきます。

○計画年度の途中においても、利用状況等を勘案し随時計画を見直していきます。

# 資料編

計画策定の経緯

日の出町子ども・子育て会議委員

用語解説

## 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 8 月 28 日	○平成25年度 第 1 回日の出町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
平成 25 年 9 月 27 日 ～ 平成 25 年 10 月 11 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成 25 年 11 月 29 日	○平成25年度 第 2 回日の出町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について (途中集計結果報告)
平成 26 年 3 月 27 日	○平成25年度 第 3 回日の出町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について (調査結果報告、量の見込み報告)
平成 26 年 8 月 21 日	○平成26年度 第 1 回日の出町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定について (量の見込み・確保方策報告)
平成 26 年 12 月 19 日	○平成26年度 第 2 回日の出町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定について (確保方策・事業計画等報告)
平成 27 年 1 月	パブリックコメントの実施
平成 27 年 3 月	子ども・子育て支援事業計画策定完了

## 日の出町子ども・子育て会議委員

委員一覧
新 井 美 子
大 澤 言 枝
小 原 正 弘
木住野 清 美 (～平成 25 年 11 月)
三 枝 綾 (～平成 26 年 3 月)
志 茂 成 一
田 村 みさ子
豊 島 道 子
野 口 純 子
丸 山 浩
宮 林 佳 子
森 田 弘 子 (平成 26 年 3 月～)
八 坂 彩 圭

(敬称略／50音順)

## 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
2	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市町村の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村の附属機関）。
3	幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
6	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
7	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
8	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

	用語	意味
9	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第 29、43 条）
10	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第 7 条）
11	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
12	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
13	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第 7 条）
14	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）
15	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
16	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）
17	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
18	教育・保育	6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。
19	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
20	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。





日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

## 日の出町

### 日の出町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 日の出町

編 集 日の出町子育て福祉課

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町平井 2780 番地

TEL 042-597-0511 (代表)

ホームページ <http://www.town.hinode.tokyo.jp/>